

摂津市議会

文教常任委員会記録

平成20年3月14日

議 会 事 務 局

目 次

文教常任委員会

3月14日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第1号所管分、議案第10号所管分の審査	2
質疑（森西委員、嶋野委員、川口委員）	
議案第23号の審査	28
補足説明（生涯学習部長）	
質疑（川口委員、森内委員、森西委員）	
修正案の説明（森内委員）	
採決	41
閉会の宣告	41

文教常任委員会記録

1. 会議日時

平成20年3月14日(金) 午前10時 1分 開会
午後 2時13分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 柴田繁勝	副委員長 嶋野浩一郎	委員 森西 正
委員 川口純子	委員 川端福江	委員 森内一蔵

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正	教育長 和島 剛	
教育総務部長 羽原 修	同部理事 平岡利彦	
同部次長兼総務課長 馬場 博	同部参事兼学校教育課長 大路 守	
総務課参事 岩見賢一郎	学務課長 北野人士	学校教育課参事 前馬晋策
同課指導主事 若狭孝太郎	同課指導主事 筒井 豊	人権教育室長 平松直樹
教育研究所長 山本 泉	同所指導主事 奥野宏一	
生涯学習部長 奥田秋広	同部次長兼生涯学習スポーツ課長 中岡曰生	
同課参事 田川昭義	同課参事 小林寿弘	青少年課長 池上 彰
市民図書館長 高田繁夫	同館参事 石田一男	

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫 同局書記 杉本 徹

1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成20年度摂津市一般会計予算所管分
議案第10号 平成19年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第23号 摂津市立スポーツセンター条例制定の件

(午前10時1分 開会)

○柴田委員長 ただいまから文教常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、川端委員を指名します。

先日に引き続き、議案第1号所管分及び議案第10号所管分の審査を行います。

質疑を続けます。

森西委員。

○森西委員 監査委員ですので、数字的な部分に関しましては控えさせていただきたいというふうに思います。総論といいますか、総体的な基本的な考えを教育委員会の方からお聞きをしたいというふうに思います。

それでは、予算概要に沿って進めさせていただきたいと思いますが、108ページで新入学用品の支給事業、報償金で新入学の児童の保護者に対する負担軽減ということで、これはランドセルということなんですけれどもね。

最近、児童を見ますと、1年生のときには、このランドセル背負って学校に通っている姿を見るんですけれども、2年、3年、学年が高学年になるにつれて、ランドセルが古くなって、使えなくなって、ランドセルを使用できなくなるという部分はわかるんですけれども、早ければ2年から、このランドセルを背負わない児童が多くいると。ほかの子どもさんがランドセルから、自分でかばんを購入して、ランドセル以外のかばんを背負うとか、肩から掛けるとか、手に持つとかというときに、それを見て、ランドセルをやめて、みんな新しいかばんを買うというような流れになってるように思えるんです。

人間基礎教育で、節約という部分で、物を大切にするというようなことを摂津市としては取り組んでいるわけですから、この部分ですね、物を大切にするという

観点から、そのような行為・行動を、どのような指導をとっておられるのか。また、取り組みをどのようにされているのか。流行に飛びついて、かばんを変えるというような行動について、どのように教育委員会としては考えているのか、基本的な考えをお聞かせいただけますでしょうか。

続いて、111ページの進路保障対策事業ですけれども、これは、いわゆる進保協、摂津市進路保障協議会で協議をされて、中学生がどこの高校に行くとかというようなことで協議をする場、事業なんですけれども、その後、高校に行つて、その生徒が、将来どのような高校へ行って学校をやめたかとか、やめてないとか。今、現実には、恐らく学校をやめられた、高校を退学された子どもさんに対して、どのような対応をしておられるのか。本当にその子どもさんに対して進路がよかったのか、正しい選択をさせてあげられたのかというような、そういうふうな部分というのは協議をされているのか、また、把握をされているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

続いて、112ページの学校体育振興事業ですが、先日の委員会でも、他の委員が質問をされておられました。その部分にかぶる部分はあるんですけれども、森内委員が野球の具体的な例を挙げておられましたけれども、「私も小学校のときにソフトとか野球をした」と。で、「中学校になったら野球部がない」と。将来ですね、例えば高校野球、甲子園に出れるような能力があるとか、プロに行けるような素質があるというような子どもさんが中学校に行ったときには、野球部がないと。これは野球に例えてなんですけど、ほかのクラブ活動でもそうだと思います。その素質・能力があるのに、

中学校に行ったときに自分がしたいクラブがないというようなことで、その子の将来を、そこで途絶えさせてしまうということがないのか、その点に関して、教育委員会としてはどのように考えておられるのか、お聞かせいただけますか。

続いて、同じく112ページの学力定着度調査事業ですけれども、これも先日の委員会でも質問がありましたけれども、この部分で、2月ですかね、教育フォーラムがありましたけれども、そこに私も出席をさせていただいて、志水先生が、就学前に学ぶ習慣を身につけさせなければならないということをおっしゃってました。私も、その場で質問をさせていただいたんですけれども、私も就学前に学ぶ習慣を身につけさせなければならないというふうに思います。そのことが学力を上げる基本なのかなというふうに思っております。その就学前に学ぶ習慣を、どのように今、現状としてはつけさせておけるのか、見解をお聞かせいただきたいと思います。

続いて、あわせて学力定着度調査という部分、学力という部分はありますけれども、以前に私も質問をさせていただいて、体力の調査ですね。以前に質問させていただいた後に、その調査というのはどのようになっているのかですね。そのときにも質問させていただいたんですが、20年か30年前、ちょっとこれは忘れましたが、今の中学3年生の持久走のタイムが、20年、30年前の小学校の6年生のタイムより劣っているというような新聞記事がありまして、その記事を見て質問もさせていただいたんですけれども、学力調査もそうですけれども、この体力調査というのは、まず、その体力の現状把握を、どの程度の把握なのかという部分をしていかなければならない

というふうには思うんですけれども、教育委員会の見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○柴田委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 まず、108ページの新入学の用品支給事業の中で、ランドセルの使用状況ということでございますが、このランドセルにつきましては、委員もおっしゃってますように、小学校1年生に入学前に、市として、子どもたち、その保護者も含めて入学をお祝いするというので、報償費でランドセルを選定してお渡ししております。

いつも私どもの職員が学校に出向きましてお渡しするときに、本当にお母さん、子どもが笑顔で受け取っていただけるということで、摂津市では、このランドセルが、もう定着してきていると私どもは思っております。いつも新聞にも大きく取り上げていただいて、そういう話題にもなっている形でございます。

このランドセルにつきまして、やはり1年、2年、3年と学年が上がるに従って、ランドセルから、ショルダーバッグであるとか、そういった形に切りかわっていったるということは、存じております。

ランドセルそのものが、いわゆる一般で売られてる皮革製の丈夫な物ではなくて、ある意味、簡易的なデイバッグ的な物でございますので、やはり耐用年数とすれば2年ないし3年で終わってしまうのかなと思います。ただ、大事に使っていただいている方は、中学年、高学年まで使っていただいている方もおられます。

おっしゃっていますように、物を大事にするということは非常に大事なことだと思いますので、このランドセルにかかわらず、家庭教育の中で、また学校教育の中で、物を大切にすること、ぜひ教育をしていければというふうに、私

どもといたしましては、そのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○柴田委員長 大路参事。

○大路教育総務部参事 それでは、学校教育課にかかわります内容、多岐にわたっておりますけれども、ご答弁させていただきます。

まず、ランドセルの使用の件について、馬場次長の方からも支給するときのことについてお話いただきましたが、その後は、基本的には学校の方は、いわゆる物を大切にすることは道德教育の一つの項目の中の重要な柱でございますので、低学年含めて、これはランドセルのみならず、他の物についても、やはりその使用の問題というのは、子どもたちの中でなかなか定着しにくい項目でもございますので、指導を日常の中でも図っておるところでございます。

また、先ほどのご質問にありましたように、例えばランドセルを新しく違う物に買いかえるというようなことにつきましては、やはり家庭、保護者の方の考え方が非常に強く反映する問題でもございますので、この点につきましては、単に物を大切にするという項目だけではなく、摂津市が取り組んでおります人間基礎教育という形で言えば、地域、保護者挙げて、そういった道徳的な内容について一緒になって考えるというような場が必要でもありますし、学校としては、そういう場をいろんな形で持っていくよう努力をしておるところでございます。

続きまして、進路の問題でございます。高校卒業後の、特にケアの問題でございますが、先ほどの、事業の中では進路保障協議会という形では、小・中学校、特に中学校の進路問題を主に担う機関でございますので、高校卒業後、ないし高校

を退学等をした生徒についての対応というのは、なかなか難しいところがございます。

摂津市内におきましての摂津高校、またこれは廃校となりますが鳥飼高校等については、中・高の連携連絡会という形で、その子どもたちの情報については可能な限り把握をし、ともに考えていくという形になっております。全般的なその内容については、この進路保障対策事業という形では十分にちょっと対応ができていないところもあるように考えております。

しかし、研究所の方の進路選択支援事業という新しい事業の中では、特に進路の相談という形では、これは義務教育だけではなくて、高校生、また高校卒業後も含めて、教育相談としての進路相談には応じる事業も展開をしておりますので、そういったことの活用もお願いできればと考えておるところでございます。

続きまして、3点目に学校体育振興事業の部活動の問題でございます。

この点につきましては、現実にはなかなか子どもたちのニーズと、その部活動の形が合わないの、委員ご指摘のような形で、すべての子どもたちが自分の願うクラブという形にはならないのが現実でもございますし、可能な限りそういったことについて対応できるよう、前回の文教の委員会でもお答えしましたように、職員の配置、部活動の内容については、可能な限り充実を考えていきたいというふうにお考えおるところでございます。

続きまして、4点目の学力定着度調査を含めてのフォーラムでの就学前の子どもたちへの教育についての内容でございますが、これは、新しい事業といたしましては、学習サポーターの派遣事業の中で、小学校に入ってきた段階では、そう

いった家庭教育、家庭学習のあり方も含めて、学習サポーターの配置、宿題の取り組みということで、子どもたちの学力を、家庭、自学自習という観点からも支えていくという取り組みは実施をしておりますが、就学前という形になりますと、基本的には教育委員会だけではなく、摂津市の、いわゆる子育てという形での非常に重要な課題であろうかというふうに考えております。

特に、学力の問題では、その保護者の子どもへの成長への関心とか、それから家庭学習の習慣づけ、それから基本的な生活習慣ですね、このようなものが当然ベースになりますので、そのことについては子育てを含めて、もちろん教育委員会、また福祉等も含めた中で、保護者の方に子育てと一緒に取り組むといえますか、そういった学習の基盤になるものを育てていただくように取り組みを進めておるところでございます。

続きまして、体力調査の件でございます。

この件につきましては、前回のときにもお答えをさせていただいたと思っておりますが、この調査につきましては、現在、小学校、中学校では抽出という方法で、毎年、各学校からの大阪府の方が児童・生徒体力運動能力調査を行い、大阪府のそういった子どもたちの体力の内容が報告書として提示をされております。

教育委員会の方は、その内容を踏まえて、各学校の体育、ないし体力づくり等についてカリキュラムの中に反映ができるよう、やはり基本的な体力をどうつくっていくかということも極めて重要な課題でございますので、学校の教育課程の中に生かしていくよう指導しておるところでございます。

特に、中学校につきましては、先ほど

の抽出校以外につきましても、保健体育科の教諭の方で、19年度におきましては二つの中学校で、その抽出校以外のところでも体力の調査をされているというふうにお聞きをしておるところでございます。

○柴田委員長 それでは、森西委員。

○森西委員 今ご答弁をいただいたんですけれども、まず、全体的に思えるのは、就学前の習慣をどのように身につけさせるかという部分に当たると思うんです。新入学の用品のランドセルのことで、物を大切にするという部分は、やはり就学前から身につけさせなければならないということもありますし、学校に入れば義務教育でということもありますし、家庭教育というようなこともありますし、教育という部分に関しては、どこからどこまでというような線引きというのが難しいところでもあります。就学前、そして、義務教育があって、義務教育を出てから一生、生涯学習という部分になりますので、その生涯の中で、どのように教育といえますか、学ぶ機会をつくれるかだというふうには思うんです。

進路保障の対策事業に関しましては、高校になって義務教育を過ぎますと、教育研究所で進路選択支援事業という事業があるというお答えであるんですけれどもね、まず、子どもさんから教育研究所の方に連絡をいただいて、それに対して指導をするというようなことが現状でありますよね。実際に、この世の中で、高校を中退をして、そういう相談に何%の方が来られてるのか。これ、なかなか難しいとは思いますが、教育委員会がいかにか、そういう子どもさんを現状把握できるかだと思えます。

義務教育の間は把握はできるということであったとしても、その義務教育を過

ぎて、その子どもさんがですね、将来、生きていく上で、何らかの助けなり、指導なり、助言なりをしてあげなければならぬというふうには思うんですけども、その部分の把握という意味ですよね、把握に対して教育委員会がどこまでできるのか。義務教育の部分はやりますよと、義務教育を出たら、「あとは本人さんの力で勝手にやってください」というような考えであるのか、「いや違うんや」と、「その部分も摂津の教育委員会は携わっていくんだ」というような考えであるのかですね、ちょっと難しいとは思いますが、教育委員会の基本的な考えを、どのような考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

クラブ活動の件なんですけれども、今の現状では難しいということですが、そらまあいろいろな、顧問の先生とか、予算とか、いろいろな形では難しいのはわかります。ただ、その子どもさん本人の気持ちになりますとね、ほんなら教育委員会の方で、「こういうふうなことやからできませんねん」ということでは、やっぱり納得いかない部分もありますし、将来それによって、可能性のある子どもの将来を摘んでしまうということになるわけですよね。

将来、可能性のある部分に関しては、やっぱり100%それを発揮できるような形を何とかしてつくってあげるべきであらうと思うんです。

全中学校に全部のクラブ活動を置けるというのは、これはなかなか難しいことですが、摂津の中学生が、何らかの形で自分のやりたいクラブを、どこかです、中学校のどこかで活動ができるというような形をとれないものかですね、その点、お聞かせいただけますでしょうか。

それと、学力の定着度調査に対しての、就学前に学ぶ習慣をとということですが、フォーラムで私も質問させていただいたときには、教育委員会の部分と、摂津で言いますと福祉の部分とがありまして、教育委員会が子育ての部分、福祉の部分に関してまで口を挟むことができるのかというようなことで志水先生に質問させていただいて、志水先生は、これからの課題ですが、認定こども園というような形もあるというようなお答えをいただいたんです。恐らく、あそこの場合で、具体的にどうかというような答えは出せないから、そのような「認定こども園も今後の課題です」というようなことでの答えであったんだと思います。

教育委員会として、就学前の子どもさんに学ぶ習慣を身につけさせるためには、今ほとんどの方が公立の幼稚園、公立の保育所、私立の幼稚園、私立の保育園に通ってるわけですよね。そうしますと、その施設を通じて、やっぱり学ぶ習慣とか、人間基礎教育、道徳教育を身につけさせるというような方向に行かないといけないというふうに思うんです。その点を、教育委員会としては、今後その就学前の子どもにですね、そういうふうな部分を身につけさせるという方向がとれるものなのか。障害はいろいろあろうとは思いますが、実際、皆さん生きてるわけで、時間が刻々と進んでるわけで、今教えないと、子どもっていうのは身につけることができないというふうに思うんですけれども、それをやはり早急に考えなければならぬと思いますけれども、その点、教育委員会としては、どのようにお考えですか。

あわせて、体力測定という部分では、これもそうですけれども、やはり体力の

把握を、まずしなければならぬというふうには思います。

就学前の子どもさんに、やはり運動させる、遊ばせる、そういうふうな部分があって、やはり将来大きくなったときに体力がつく、つかないという差は生じてくると思いますので、そのことに関しても、就学前、そして今、市として体力調査をしてないという部分ですね、今度どのように考えていくつもりなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○柴田委員長 大路参事。

○大路教育総務部参事 進路選択の問題につきましても、後で教育研究所の方からも相談件数についてはお答えをさせていただこうと思いますが、基本的には、この事業そのものがまだ始めて間もなく、できるだけ広報活動等を行おうと。パンフレットも作って、今回も中学3年生の生徒にすべて渡すことによって、何かそういった、今後を含めての中で相談があればという形で「研究所の方に相談の窓口がある」ということについて徹底をしておるところでございます。

それから、教育委員会の方の、いわゆる高等教育、高校等を含めての形になりますと、基本的には、私どもの課は義務教育の所管でもございますので、それ以降については、例えば先ほども申しましたけれども、高校との連携、大阪府教育委員会と府立学校についてのいろいろな情報もいただきながら、進路のあり方については共通な認識のもと、また、課題があれば義務教育の段階で、どういうことを解決すべきかについては、府の教育委員会とともども、そういった場面でもって相談、また協議をする形になっておるところでございます。

続きまして、部活動のことでもございますが、やはり学校教育の、特に中学校が

すべてその子どもたちのいろんなニーズにこたえるということは現時点ではできておりませんし、また、今後も含めて、子どものそういったニーズにはさまざまな体育活動といいますか、運動活動、スポーツクラブ等の中で、子どもが選択をする形というのが現実的なことになっているのではないかと。例えば、サッカー等で、そういった地域のクラブがあれば、そちらの方に中学生が参加されたり。野球等もそうになっておりますので、すべてが学校の部活動の中で、そういった要求といいますか、には応えきれないという形が、これが現実であろうかというふうに考えておるところでございます。

続きまして、就学前のこととしての、一つは、いわゆる道徳的な内容の指導、それから学力形成における、それ以前の学習習慣等の位置づけなり生活規律の問題につきましても、摂津市の中では私どもの課の方も、そういった福祉との間の中で、子育てを支援するときのさまざまな事業を共通な認識をして、子育ての計画の中にそれぞれの課が、例えば、読書の問題で言いますと、私どもは、今回から各小・中学校に読書サポーターを配置しますが、福祉の方では既にブックスタートということで、保護者の方に本を読む習慣をつけてもらいたいという、そういった総合的な中で、学校教育の方も福祉のそういう取り組みも十分認識をしながら、今後も進めてまいりたいというふうにご覧いただいております。

幼稚園教育につきましても、これは私どもの管轄でございますので、就学前ということでしたら、先ほどの道徳的な要素については、当然、幼稚園の方でも指導をする項目でもございますし、これは恐らく保育所の方でも、そういう保育所の指針の中で、子どもたちのそう

いった心情といたしますか、育てることも重要な課題でございますから、それぞれの機関ではそういうことを組みながら、学校と同様に、やはり保護者の方と同じになって、一緒になってそういった面は指導をしていかないと、学校だけが一方的に、園だけが一方的にとということではなくて、総合の協力のもとで子育てを一緒になって進めていくというベースが、どうしても必要であろうかというふうに思っております。

続きまして、体力測定の問題では、市といたしまして、すべての学校で、この体力測定を実施するというのではなく、やはり大阪府の抽出という形で、これで恐らく十分に、今の子どもたちの現状はこれまでも把握できましたし、今後とも把握ができますので、先ほども申しましたが、この結果が毎年報告をされておりますので、それに基づいて、やはり現在の子どもたちの体力状況を十分把握しながら、主に体育の授業等で基礎的な、小学校であれば体力をどうつけていくのか、それを小学校1年生の段階から、やはり子どもたちが楽しく体を動かすことによって、非常にマイナスになっておる現状の体力の改善につなげていくような学校としての指導を行っておるところでございます。

○柴田委員長 山本所長。

○山本教育研究所長 研究所で担当しております進路選択支援事業の相談でございますけれども、母数がちょっと把握できませんので、相談件数で申し上げますと、18年度の来所相談が11件、電話相談が15件でございます。19年度の2月末現在で言いますと、電話相談が25件、来所相談が12件でございます。

今後も周知の方を工夫することで、十分にこの制度を利用させていただきたいと

考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○柴田委員長 森西委員。

○森西委員 今、ご回答いただいたんですけれども、やはり多くの人から聞いてたり私が見てる中で、この部分というのがやはりできてないというような部分であります。体力、実際に、何年か前の子どもと比べて今の子どもというのは体力が落ちていると。調査をしたから、そしたら体力が回復するのか、よくなるのかという問題じゃないと思うんです。それを、いかにして体力を低下をさせないといひますか、体力を持つ子どもを育てるのかという、そこだと思ひんです。

学力の定着度の調査をしても、調査をしたからという、そこじゃないんですよ。学力自体をどうやって身につけさせるかというところなんですよ。根本的なところというのは。そこをどうやって解決をしていくのかというところにあると思うんです。

道徳教育もそうです。みんな「モラルが低下してきている」というふうに言われているわけですから、「やっています」ということなんですけれども、やっても低下をしてきているわけです。そこをどういうふうにして低下をさせないようにするかだと思ひんですけれども、これはなかなか、摂津だけの問題じゃなくて、日本全体のこの社会の中での問題だというふうに思ひんですけれどもね。日本全体の問題の中でも、「摂津の中はそうじゃないよ」というふうなことを、どうやってつくっていけるかだというふうに思ひんです。その辺を、これはなかなか難しいとは思ひんですけれども、総体的に、教育長、就学前の部分から、義務教育、義務教育を出てから、一連の動き、流れも含めてですね、今後、摂津の教育委員

会としては、どのように摂津の子どものために教育をしていくのか、どういうふうな部分を、できてない部分も、どうやって身につけさせていくのかですね、その点をお聞かせいただけますでしょうか。

○柴田委員長 和島教育長、答弁。

○和島教育長 摂津の教育については、特に、学校教育の分野が大きいかと思えますけれども、摂津市教育方針というのを毎年出しています。その中の一番最初に、今も体力の話、学力の話、道徳の話をされましたけど、知育、徳育、体育、このバランスをですね、均衡のとれた教育をしていくというのが大前提であります。

そういう中で言えば、先ほど来の、まず知育の話から言えば、特に就学前教育という話が言われておりますけれども、私は、先ほどお話聞いていて、この間の教育改革フォーラムのときにもありましたけれども、やはり家庭教育との関係というのは非常に大きいなと思っています。志水宏吉先生がああとき言われた話で私が印象に残ってるのは、まず、家庭に活字があるかということがあります。やはり小さなときから文字の中に育っているかどうか。もう一つが、ご両親が理路整然とした会話がされているか。「おい、めし」とか「ふろ」とか、そういうあれではだめなんですよ。やはり理路整然とですね、お父さん、お母さんがそういう会話をしてる家庭に育つことが大切だと話されていきました。そういうことから言えば、学校教育に求められるまでもなく、やはり家庭教育、それが幼稚園、保育所の幼児教育につながってきて、そしてそれが義務教育ですね、小学校、中学校へつながっていくのだと思います。

そういう中で、学校教育の中では、学力の問題で言えば、これまでも何度もお話ししてはいますが、やはり学校づく

りに、もう一遍力を入れていこう。そのためには授業改革、授業づくりもやっていこうということで、「行きたくてたまらない学校、学びのある教室」の実現を目指してやっております。今、細かい内容は申しませんが、この間のフォーラム、前、前々回とこれまで取り組んでる内容については、この「摂津の教育のすがた」に載っております。見ていただいとおり、そこへ力を入れて進めているということです。

そしてやはり、私は、もう一つ言えば、家庭との問題で言えば、やはり教育コミュニティの形成というんですか、やはり学校だけじゃなくて、今の時代ですから、地域の皆さん方、保護者の皆さん方、いろんな方との連携といいますけど、私は協働という言葉を使ったり、非常に教育力が低いご家庭の場合でしたら支援という言葉を使いますが、また、そのために教育委員会としては、どういう施策を打って支援していくか。私はカンフル剤の部分と、やはり全体のベースを上げていってる部分、そのことをきっちりとらえて、教育行政を進めていかなければならないなと思ってるところです。

それと、やっぱり道徳的なことから言えば、私はいつも言うんですけれども、やはり基本的な人格形成、人間形成の基本は家庭やと思ってます。先ほど言われた就学前からの、さっき言ったような、家庭の中で、子どもをどう育てていくんだということがなければ、義務教育に来たから、あとは学校が全部やってくれる、それはやはり非常に難しい話だろうなと思っています。

それと、話があっちこっち行って申しわけないですけども、中学校卒業した後の高校中退の話がありましたね。中途退学される子どもさんとか、そのフォロー

をどうしているかということですが、私はシステマ的には非常に難しいなと思っています。

ただ、これまでのケース見てましたら、高等学校へ行って中途退学した子どもさんのケースで、中学校の先生方が、後をフォローされているようなケースは何度もあります。

教育委員会として、制度としてそれはやっていけないけれども、中学校の先生方が卒業生を見ているケースこれまで何度もありますし、私はそういうことかなと思います。

そういうことから言えば、やはり小学校時代、中学校時代に、児童・生徒と先生がどんなにかかわり合いをしてきたのか、そのつき合い方だと思っています。先生は決して、「もう卒業させたから後は知らん」とは思ってません。

摂津の先生方を見てたら、後のフォローを十分されてます。ただ、それを今のご質問のように、制度でやれと言われたら、それは難しい話だろうなと思っています。

何かまだ言い足りない部分もあるんですけど、長くなりますので、この辺で置いておきます。

○柴田委員長 森西委員、よろしいですか。では、ほかに。嶋野委員。

○嶋野委員 それでは、何点かにわたりまして質問させていただきたいと思います。

まずは、府補助金の話でございまして、これは、先日の委員会におきましても、川口委員も取り上げておられましたし、また森内委員も取り上げておられまして、その方向性は、よく理解できたんですけども、今回20年度の予算に計上されている、府の補助金を見込んで提出されている事業の中で、実際に「府から補助金もう計上されているよ」と、「つい

ているよ」というものもあると思うんですけども、「まだついていない」というものもあると思います。実際に、今ついていないものがどういったものがあるのか、事業であるのか、具体的にお聞かせをいただきたいなと思います。これが1点目です。

2点目といたしまして、これ新規事業なんですけれども、小・中連携事業でございまして。

これは、先日の委員会の中でも質問あったのかなと思うんですけども、私も、先ほど森西委員もおっしゃっておられました教育フォーラムに何度か足を運ばせていただきまして、そこで小学校1年生の段階から中学3年生で、どのような姿で15歳を迎えるのか、義務教育課程を終わっていくのかということに責任を持って、それを長い視野でとらえていこうということではじめられていることかなというふうにも思っておるんですが、その中で、「摂津の教育のすがた」という冊子を見させていただきまして、私は、こういう文字の多いものを配られると余り目を通さないですけど、これは非常に目を通しました。こういうことをやってるんだなということで、私自身も目からうろこが落ちると申しますか、なるほどなと思ったんですけども、一つ気になったことがありまして、スクール広場に参加されてる教諭の方が若干少ないのじゃないかなということなんです。

少ないのはいいのかもしれませんが、少なくとも各学校一人ずつぐらいは先生お越しいただいて、そこで必ず何か新しい気づきあると思いますので、それを、また学校に帰っていただいたときに、みんな還元していただくと、供していただくということが、私は何か、よりこの新しい試みを、より効果があるものとする

る一つの方策じゃないのかなという気がしておるんですけども、この点について、ちょっとアバウトな質問で申しわけないんですが、小・中連携事業を進めていかれるに当たりまして、これからどのような工夫をされていかれるのか、お聞かせをいただきたいなと思います。

続きまして、体育の充実ということで、市長が冒頭で市政運営の基本方針について述べられるんですけども、そこでの表現を覚えてないんですけども、体育の充実を図っていくということがあったと思います。

これは今まで余りなかった表現じゃないかなと思うんですが、この点について、具体的に、そしたらどのようにしていくのか。方針でうたってるわけですから、具体的なもの出していかないかなと思うんですが、その点についてもお聞かせいただきたいなと思います。

続きまして、いじめと不登校の問題でございます。

昨日ですね、中学校の卒業式が行われまして、また、委員の皆さん、この委員会始まる前にそのお話されておられまして、非常に感動したというようなお話されておられました。

私も二中の卒業式に出席させていただきました。平岡理事もお越しやったんですけども、非常にすばらしい卒業式でしたよね。感動して、私、感涙をいたしましたんですけども、そういったすばらしい卒業式だったんですが、その裏で、やはり我々がどうしても目が行ってしまうのが、卒業式にも参加できない生徒がおるんだなということなんですよ。

あれだけすばらしい卒業式できるということは、彼らは本当にすばらしい9年間を過ごしてきたんだろうなと。そこではまだ気づいてないかもしれないけれど

も、何事にもかえられないような、そういったものを彼らは恐らく学んできて、身につけてるんだろうなと思うんですが、そういう機会が、あの不登校の児童さん、生徒さんというのは持てないということは、やはりいろんな面からそれを解消していかなあかん。

もちろん不登校が私はなくなるとは思いませんけれども、あらゆる側面から対応していただきたいと思うんです。そこで、私、一般質問でも取り上げさせていただきましたし、また、今年の決算やったと思いますけれども、この場でも申し上げさせていただきましたが、子どもたち、いじめに負けないようなメンタル面の強化をしていくということで、こういった取り組みをされておられるのかね、その点、具体的にお聞かせいただきたいと思えますし、もう一点は、これはいじめと非常に密接に関連していると、これは川端委員もおっしゃっておられましたけれども、私もそのように思っております。

つい先日、新聞に載っておりましたけれども、たしか大阪市の教育委員会だったと思うんですが、ネット上でいじめに遭ったとか、あるいはそういう書き込みをしたという生徒、非常に多いというようなデータがございました。

このネット上でいじめというものは、これはもちろん摂津市にも関係することなのかなと思っておりますし、この点について、具体的な調査が進められているのか。これは非常に難しい問題やと思うんですけども、調査されているのであれば、どのようにアプローチをしていくのかです。その点についてお聞かせいただきたいなと思います。

ちょっと多くて、すみません。学力テストについてお聞きをしたいと思います。

これは、今年の4月に行われまして、

その結果が割と後になってから出てきたということでございます。これは、多くの税金をつぎ込んでやっている事業でございますので、私は、これをいかに活用していくのかということにかかっているんだろうなという気がしております。

代表質問でも取り上げさせていただきまして、各学校が学力向上プランということ、これに基づいて、つくっていくんだという答弁があったかと思うんですが、具体的にどのようなプランになっていくのか、お聞かせをいただきたいなと思います。

続きまして、生涯学習部にかかわる何点かの質問をさせていただきたいと思っております。

これも新規事業で上がっておりますが、生涯学習大学でございます。先日の委員会の中でもご答弁いただきましたので、粗方の内容は私も理解しているつもりでおるんですが、卒業生の方に、どんな活躍をされるのかということで、公民館講座等も引き受けていただくという答弁あったと思うんですが、私は今、放課後子ども教室の担い手ということで、この卒業生の方にお願いできないかなと思ってまして、その点のお考えはないのか、お聞かせをいただきたいなと思います。

それと、部活動の支援事業でございます。項目としては、学校体育振興事業ということになるかと思いますが、その中で、これ先日の委員会の中でもご指摘がございまして、そのことをしっかりと指導できる、特に、いわゆる競技スポーツなんかになっていくと、経験がない方だったら、しっかりと指導できないだろうなという気がしております。

そういったときに、私は、摂津市の中には、いろんな経験をされておられて、指導できるような技能を持った方がたく

さんおられるんじゃないかなというふうに思っております。その方々にどのように協力していただけるのかということが非常に大きなポイントだろうなというふうに思っております。これは先ほどの生涯学習大学ともかかわってくる話だと思いますし、あるいは出前講座なんかにもかかわってくるのかもしれないけれども、摂津市に、こういった能力を持った方がおられるのかということ把握するようなシステムが要るんじゃないかなと。言い方が適切でないかもしれませんが、いわゆる人材バンクのようなものをつくっていくということが大事なのかなと。そこから部活動の支援ということもやっていくということが重要ではないのかなと思っておりますが、この点について、これもまたアバウトで申しわけございませんが、お聞かせいただきたいと思っております。

それと、音楽祭についてでございます。

よく費用対効果ということを言われまして、摂津市の税金これだけ使って、果たしてどれだけの方がこの音楽祭、コンクールに参加されておられるのかとか、それから、どれだけの方が、市民の方が実際に鑑賞に来られるのかといったことがよく言われるんですけれども、私は、この音楽祭ということに関しまして、その効果というのはもっと違うところにあるんじゃないかなというふうに思っております。

これ、音楽祭が素晴らしいものであるということは、我々議員はわかっているつもりでございますけれども、それをですね、「ああ、摂津と言えば音楽のまちやで」と。「音楽のまち」としても、摂津市で、どれだけ多くの方が認知していただけるのかと。よく都市イメージということをして市長もおっしゃられてますし、

重要であるということはわかっておるんですけれども、そういったことから、この事業を活用していただきたいと思っておるんですが、この音楽祭についての方向性ですよね、もっともっと全国に向かってPRできるものはしていただきたいと思っておりますけれども、その点についてもお聞かせをいただきたいなと思っております。

続きまして、こども110番の家事業でございます。

先日、森内委員もおっしゃっておられましたけれども、その答弁といたしまして、啓発につながるというようなことがございましたが、そこでとどまっていいいのかなという気がするんですね。

やはり実効性のあるものにしていくということも考えていかなあかんと思っております、そのためには、実際に子どもたちが地域を歩いてシミュレーションしていくと。ちょっと言い方は悪いかもしれませんが、これはあくまでアンダーグラウンドの情報になるのかもしれませんが、「この家は絶対に大体おるんや」と。「だから、もし困ったらこの家に行け」とか、「110番の家いろいろある中でも、この家やったらまあおるで」というような情報が子どもたちに伝わるようになるならば、それ実際の、私は、いわゆるどういふんでしょうか、啓発効果だけではなくて、抑止力ということだけではなくて、実効性のあるものになっていくんじゃないかなと思うんですが、その点の取り組みについてお聞かせをいただきたいなと思っております。

最後に、PTA協議会のことなんですけれども、代表質問の中でコミュニティスクールといったものの方向性を目指すがどうなのか」ということを申し上げさせていただきまして、「学校運営協議会というものができるんだ」というような

ご答弁あったと思っておりますけれども、その学校運営協議会と今現状にあるPTAとどのような差があるのかなということが、ちょっと気になるところでございまして、ちょっとこれもまた総論的になりますけれども、その点についての違いをお聞かせいただきたいなと思っております。

○柴田委員長 それでは、10点にわたっての質問がありました。

羽原部長。

○羽原教育総務部長 府補助金に関しましてご答弁申し上げます。

府補助金につきましては、昨日も先日も申し上げましたように、一般会計の予算書52ページに一覧で載っておるわけですが、それでいきますと、現在、府の方の暫定予算で、暫定ではありますけれども、補助金として予算措置がされているものが、まず4番目の進路選択支援事業補助金、それから5番目の学校安全緊急対策事業補助金、この二つにつきましては、暫定ではあるけれども一定予算措置がされておるといふふうには私どもは情報を得ております。それ以外のものについては、現時点では予算措置がされていないということです。

府の方からは、「暫定的に予算措置はしてあるけれども、8月以降の補助金が確約されるものはないですよ」という説明は受けてはおります。

ただ、教育委員会といたしましては、先日申し上げましたように、他の項目も含めまして、やはり市の大事な事業だといふふうには思っておりますから、今後ともいろんな機会をとらえて補助金の確保については要望し、最大限の努力はしていきたいと思っておりますし、万が一、補助金が確保できないというような回答が府からありましても、今年度につきましては、この事業はきちっと進めていき

たいというふうには考えておるところで
ございます。

○柴田委員長 大路参事。

○大路教育総務部参事 それでは、学校
教育課にかかわる幾つかのご質問にお答
えをしたいと思います。

まず、フォーラム、スクール広場を含
めての小・中連携教育の今後のことも含
めてお答えをさせていただきます。

○大路教育総務部参事 スクール広場
については、これは残念ながら、まだ参
加をされていない学校もあるのも事実で
ございますので、可能な限り、やはり各
学校から1名以上は集めたいというこ
とで、今後とも校長の方にもご協力を願
いをお願いをしたいと思います。

それを広げるためにもフォーラムでの
取り組みを各学校の方に発信し、ご評価
いただきまして大変ありがたいと思っ
ておりますが、「摂津の教育のすがた」、
これにつきましては、すべての教職員に
配布をしておりますので、ぜひ各学校で
活用、また、目を通すように指導し、ス
クール広場協議会等につきましては、平
成20年度にも可能な限り実施の方向で、
現在検討をしておりますが、そこへの参
加が、ぜひ各校1名以上になるように、
引き続き努力をしていきたいというふう
に考えております。

小・中連携につきましては、これは小・
中連携推進協議会という形で、市を中心
に、校長の代表、また、大学の先生等
にもお願いをした会議を今年度から持っ
ておりますが、平成20年度には、各中
学校ブロックに小・中連携教育推進会議
というものを設置をし、その中学校区
の校長、生徒指導担当、研究推進担
当、また学校の事務職員等の参加をす
ることによって、中学校ブロックごと
の小・中連携の会議が平成20年度
からより積極的に行

われる仕組みを今後とっていくという形
を想定をしております。

小・中連携のこの事業の中では、そう
いった会議の推進とともに、スクール
広場協議会の中で、特に、今年度は数
学・算数部会が、これは各校1という
ことで、非常に充実した会議をして
いただきましたので、その中で、小・
中連携を進めるに当たっての教材
ですね、教育課程教材をどのよう
につくっていくのかということ
を大学の先生の方からもご助言を
いただき、そこの中から方向づけ
になるような冊子を現在、作成
をするよう努めておるところで
ございます。

これにつきましては、他の教科につ
いても、まだ明確には言えませんが、
国語においてもそうですし、英語
もこれから小学校英語が始ま
りますので、スクール広場協
議会等で論議をされたことに
基づきながら、全体の小・中
連携教育推進協議会、各中
学校ブロックの会議との関
係ができる限り連携をとり
ながら、全体のアップを図
っていくところを考えて
おるところでございます。

続きまして、いじめ、不登校の問題
でございます。

特に、委員の方からはメンタル
トレーニング等のご指摘も
いただきまして、その内容
も含めて、いじめ対応
プログラムというもので、
現在、実践を深めている
ということで本会議でも
答弁させていただきました
が、それは子どもたち
につける六つの力という
ことで、「心の居場所
をつくる力」「スト
レスとうまくつき合
う力」「感情を適切
に表現する力」「違
いを認めてともに考
える力」「仲間とつ
ながる力」「仲間と
支え合う力」という
ような、具体的に
子どもたちにつけたい
力を六つということで
規定し、それぞれの
プログラム、この力
にはこういうプロ
グ

ラムということの具体的な提示がされている「いじめ対応プログラム」のこの冊子がございますので、これを見させていただきますと、いわゆるメンタルトレーニング的な要素もその中に取り入れられているものではないかと、私の方では考えておるところでございます。

このプログラムにつきましては、今年度、第五中学校区で、これは、いわゆる道徳性を養うハートフルのプロジェクトといえますか、ハートフルプログラム、摂津市の人間基礎教育を学校、地域挙げて取り組む中で、このいじめのプログラムを先進的に第五中学校の方で実施をしていただき、その校区であります鳥飼小学校、鳥飼東小学校の方でも、このプログラムの活用を実施していただいたところでございます。

これは、さらに全市に広げて、いじめ、不登校について、特にいじめについては、子どもたちにそういった力をつけて、「いじめはだめだ」、「いじめは要らない」、また、「いじめに遭ったときにも、十分にそれに耐えるだけの力を持つ」という形でのプログラムになるものと思っておるところでございます。

続きまして、ネット上のメールでのいじめの件数につきましては、19年度、いじめの件数が35件ございましたが、そのうちメールでのいじめが、その中に6件という形で実数の把握をしておるところでございます。

今後の取り組みでございますが、これは、いわゆるいじめの中でもネットのいじめについては非常に重要な課題でございますから、先ほど「いじめ対応プログラム」の中にも、そういう項目も含めて実施をするようにしておりますとともに、今年度、私ども指導主事の方を、そのネットのいじめについて、積極的に研修を持

つようお願いをし、指導主事が各学校の方に訪問し、ネットのこの問題について、生徒たちとともに一緒に考える機会を設けておるところでございます。

続きまして、学力テストにつきましてご答弁させていただきます。

これは、委員ご指摘のように、いかに活用していくかが大切であるという認識のもとに、学力向上プランをこの3月までに、実際の具体的な形の内容を校長の方が作成したものを私どもいただく形になっております。

そして、さらにそれを新年度、これは新たな体制も含めて、いろんな形で私どもも、例えば学習サポーターを配置、すべてはできないですけれども。配置できる学校等が決定してきますので、そういった内容とあわせて、具体的な学力向上のプランを、より一つ一つの学校に応じて、きめ細かく取り組むところでございます。これは具体になりますので、小学校10校、中学校5校で、それぞれの課題設定、具体的な内容になろうかと思えます。

例えば、今までの経過の中で、やはり国語の力が非常にやっぱり十分備わっていないということであれば、国語の教科の研究を現在も取り組んでいる学校がありますが、それを一層深めるとか、やはり算数するとか。小学校で言いますと国語の結果が出ておるわけですから、そういった研究課題を、じゃあどちらを深めていくのかというようなことが、当然その学校の研究課題としても、この学力向上プランの中にあられてくるものと考えておりますし。

この内容は、より具体的に何ができるか、例えば、計算タイムで充実をしていきたいという学校も出てくるかもしれませんし、前回ご質問をいただきました例えば朝の読書タイムがございしますが、読

書タイムを拡充することが重要だというふうを考える学校は、そういう取り組みもされてくるのではないかと、読書サポーター等も配置をしますから、それとの活用の中で読書力を上げていくことが効果的ではないかと。これはちょっとまだ現物が今、現にここにございませんので、それぞれの学校の子どもたちの実態、それから、これまでの取り組み、それから、私どもが今後、配置を予定しておりますそういった事業との兼ね合いの中で、校長はより具体的な形でプランを作成していただけるものと考えております。

最後に、学校運営協議会、コミュニティスクールと今のPTAとの違いでございますが、これにつきましては、コミュニティスクールと申しますのは、これはもう、いわゆる地教行法の改正に基づきながら、具体的に運営等についても記述があり、そのもとで何に取り組む内容かというようなことが整理をされた内容だというふうに私どもは理解をしておりますが、PTAにつきましては、これまでも、今まで先生と保護者との間の中での組織ということで、これはもっと歴史がある形で取り組まれておる内容でございますので、直接この内容が学校運営協議会とPTAというものが組織として同一に論ずるものではないのではないかとというふうに思っております。

○柴田委員長 中岡次長。

○中岡生涯学習部次長 私の方から音楽祭に関してのご答弁申し上げます。

委員おっしゃったように、摂津市の文化のイメージといいますか、都市イメージとして音楽をとというのは、私も同感でございます。そういう意味では、市内での音楽と言えば、我々は、コンクール、3月にあります合唱祭、アンサンブルフェスティバル、吹奏楽祭、あるいは学校へ

出かけるミニコンサート、公民館でのサロンコンサート、市役所でのロビーコンサートと、また、音楽連盟が主催されますオオクワでのコンサート、あるいは正雀駅前のたそがれコンサートと。そういった音楽が、本当にある意味では、数えてみれば結構やっているということが現実でございます。文化振興計画の中でも、鑑賞する機会の充実というところも取り上げておりますので、私どもの方としては、そういった鑑賞していただく機会をどんどん増やしていきたいということを考えております。

また、新しい取り組みといたしましては、そういった本選、あるいは入賞された方々を、例えば、市の吹奏楽団とか、それから中学校の吹奏楽部がございます。そういったところに、かなうならば、顧問の先生との調整も要りますが、例えば、クラリネット、あるいはフルートとか、そういった木管楽器になりますが、クリニックをやってみるというのも一つの新しい取り組みとしてはあるのかな、というふうに考えてます。

そういう意味では、委員のご提案を今後の事業展開に生かせるよう、私どもも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○柴田委員長 小林参事。

○小林生涯学習スポーツ課参事 それでは、せつつ生涯学習大学についてご答弁させていただきます。

市内では、公民館や体育館におきまして、さまざまな講座であったり講習会に参加されまして、自分の技術を磨く、高める、そういった自己実現型の学びをされている方が多くおられます。ですけれども、今後は、自分が学んだ成果をほかの人に伝える、地域に還元する、そういった形の社会還元型の生涯学習のあり方が

必要だと考えております。

この開催します、せつつ生涯学習大学につきましても、生涯学習まちづくり学部、スポーツ健康学部の2学部でございますけれども、講師であります学識経験者の方や地域での活動実践者、また、他市での実践者の方をお招きいたしますけれども、専門知識、技術、これを学んでいただくことはもちろんなんですけれども、自分が学んだ知識をリーダーやコーディネーターとして人に伝える喜びであったり、人に教える楽しさ、また、人から感謝される喜びなんかについても、あわせて伝えられるような講座にしていきたいと考えております。

また、講座修了生の方には、学んだ成果、これを発表する場、活躍の場というのも当然必要であり、求められるところと考えておまして、私どもといたしましては、例えば、生涯学習フェスティバルというのを開催しておりますけれども、それをコーディネーターしていただけるような人材、また、体育の分野では、体育指導員さんであったり、地域でのスポーツ活動の実践者になっていただく。また、委員ご指摘のような各小学校で行われております、わくわく広場、こういった中で、スポーツに関する楽しさを教えるであったり、一緒に自分の技術を伝える、そういった活躍の場。また、昨日もちょうと出ておりましたけれども、検討課題であります総合型のスポーツクラブ設立に向けた人材の育成も必要であり、そういった場での活躍を期待している事業でございます。

○柴田委員長 池上課長。

○池上青少年課長 それでは、青少年課に係ります質問にお答えさせていただきます。

まず1点目としまして、府の補助金の

ことに関しまして、ちょっとこの場で説明させていただきますと、我々、学童保育室運営に関する補助金、暫定予算で放課後児童健全育成事業費というのが暫定予算に組み込まれております。これは4月当初から、当然のことながら学童保育事業を行うわけなんです、予算書の53ページ、節6、子育て支援のための拠点施設整備事業補助金として833万3,000円を計上いたしておりますが、この分に関しましては、今年度、整備を予定しております三宅柳田学童保育室の新築工事に係る府の補助金であります。この部分に関しましては、府の暫定予算に計上されておられません。

府の事業であります施設整備につきましては、府補助の内示後でなければ事業化ができないということになっております。通常5月中には内示がございますが、府に確認したところ、早くとも8月になるということであることから、三宅柳田学童保育室の工事着手が当初の計画よりおくれしてしまうということになります。これは暫定予算での金額以外の影響というふうに考えております。

それと、110番の家、実効性のあるものということですが、110番の家を実効性のあるものにするために、やはりまず110番の家の方に意識を持っていただくということが一つの重要な課題だというふうに思っております。そのためには、我々としましては、110番運動に関係した情報の提供や研修、情報交換会等を開催するなど含めて、今後どのように、その気持ちを継続していただけるかというのを検討していきたいというふうに思っております。

それと、先日も申しましたけれども、やはり子どもと110番の家の方との顔の見えるつながり、これをウオークラリー

なり、ほかの方法もあろうかと思いますが、どういう形でつながりを持っていいのかと。その顔の見えるつながりの中で、ここの家やっただらいてるなというのが、やはり子ども自身がわかるようにしていかなければならないというふうに思っております。

それと、やはり一番大事なのは、保護者、私も含めてなんですけれども、保護者が自分たちのできないことと申しますか、いない時間帯に、やはり地域の方が子どもたちを見守ってくれてるんだという意識を、当然これは皆さん持っていたらと思うんですけれども、きちっと持っていて、自分たちが立ち番をしている、登下校時に見守ってくれてる人、また、110番の家の前を通りかかったら、表に出ている方に「いつもすみません」という一声をかけることによって、親と110番の家の方とのつながりもできてくるかな、意識もそれぞれが保つことができるかなというふうに思います。それには、やはり今までもPTA中心で取り組んでおる一声運動というか、見守り活動という、今まで取り組んでるものを、やはりもう一度認識して、それぞれが意識を持って、一つ一つ行動に移していただくということが大事かなというふうに思っております。

今後、市に関しましては、関係する部署を初め、学校、またPTA、保護者ともいろいろと相談しながら、一つ一つできることから取り組んで、継続性のある、また実効性のあるものにしていくよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○柴田委員長 大路参事。

○大路教育総務部参事 抜け落ちがございまして、クラブ活動のそういった地域の人材のバンク云々のことについてご答

弁させていただきます。

これは、学校体育振興事業の中で、前回も申し上げさせていただきましたが、中学校の部活動の外部指導者という形で予算もちょっと増額をして、より多くの方に外部の活動者が来ていただけるように組ませていただいておりますが、これは、どちらかと申しますと、各学校の顧問にお任せをしたり、学校での選定という形になっておりますので、仕組みとしてそういった外部活動に人材のバンクの中から、そこから私ども教育委員会の方でお願いをしたり、また、その活用という形まではちょっとできていないのが現実でございます。

○柴田委員長 嶋野委員。

○嶋野委員 それでは、何点かにわたりまして、再度質問をさせていただきたいところがございますので、よろしくお願いをいたします。

まず、府補助金につきましてご答弁をいただきました。

先日の委員会の中で羽原部長が、タイミングを見計らってというような答弁をされておられたということ覚えております。今、池上課長から、具体的に三宅柳田小学校の学童の新築工事ということでご説明いただきました。従来は5月に府から内示が出るんだけれども、20年度に関しては、早くても8月になってしまうと、相当にずれ込むということになってくる。じゃあ、内示前に工事を着手してしまうと、「これ補助金要らんのやな」ということで、つかないというようなことも出てくるのかなという気がしまして、若干タイミングがずれ込むということは、やむを得ないことなのかなというふうに思いもするんですが、そうなったら、じゃあ、保護者の立場どうなのと考えると、学童がしっかりと新築工事をされて、入

れるという前提でやっぱり来られるわけですね。

となってきたときに、具体的には工事できないにしても、じゃあその間、どのような対応をしていくのかということ、これはまた別途考えていただかないのかなという気がいたしますので、これにつきましては、私はやむを得ない状況だなというふうに理解をいたしました、工事が遅れるということにつきましては理解をいたしました、対応ということにつきましてはお願いをしたいなというふうに、要望として申し上げておきたいと思います。

それと、小・中連携事業につきましてご答弁いただきました。スクール広場について、今は各校から1人という参加はないけれども、各校から少なくとも1人の方は参加していただけるような、促していくというようなお話もございました。

せっかくすばらしいものをされておられるわけですから、これをより多くのとか、すべての学校でね、そういったものが還元されるようにということをお願いしたいと思いますので、ぜひ各校から少なくとも1人の方はスクール広場に赴いて、そしてまたそこで気づきを得て、学校に還元していただけるというようなことを期待をさせていただきたいように思います。

体育の充実ということで質問させていただきました、ちょっと答弁はなかったのかなと思うんですけども、いや、もう結構です。要は何が言いたいかというと、例えば、幼稚園なんかの場合、実は私の娘は私立の幼稚園に行ってるんですけども、体育に関しては教える専門のところから派遣されて来られるじゃないですか。中学校になったら体育の先生おられるんですけども、小学校のとき

で担任の先生が教えられたりしますよね。中にはやはり、例えば算数と国語を教えるのは得意だけれども、私もそうなんですけれど、体育は苦手であるという方がおられるんじゃないかなというように思うんですね。そのときに、市長が基本方針の中でもうたっておられて、体育は大事なんだよということをメッセージとして発せられてるわけですから、例えば小学校に関しても、本当にそういう体育の指導に長けた方をお願いをするということも、また一つなのかなという気がしておりますので、その点についても、今後の検討をお願いをさせていただきたいというふうに思います。

いじめと不登校につきましてご答弁いただきました。

いじめ対応プログラムということで、六つの要素が盛り込まれていて、そこに私が指摘させていただいておりますメンタルトレーニングということも含まれているんだというご答弁だったのかなと思います。確かに、そのとおりなのかなという気はするんですが、そしたらそれに基づいて、実際どんな方が子どもたちに対応していくのかということやと思ってるんですね。

一般質問のときに申し上げさせていただきましたのは、スポーツ心理学者と言われる方が、いわゆるアスリートの競技スポーツの人にメンタルトレーニングしていくわけなんですよ。その学会の方が、要請があれば学校現場に赴きますよというようなことを言われておられるんですね。その方たちは、プロとして実績も積まれてる方で、これは教育ということに役立つだろうということで、貢献していきたいということやと思うんですよ。

ですので、そのプログラムの中に盛り

込んでいただくというのは、非常に私ありがたいことだと思ってるんですが、実際にどういう方をお願いしていくのかなということ考えたときには、よりいろんな知識を持ってる方にもお願いをしていくと。学校現場も、やはりそのように、ちょっと発想を変えていただくという表現が適切でないかもしれませんが、そういったこともぜひ視野に入れていただきたいなということを要望として申し上げたいと思いますし、五中校区で実際に行っているということがございましたので、五中校区でどのような状況になっていったのかということにつきましても、逐次ご報告いただきたいというふうに思っております。これも要望として申し上げたいと思います。

あと、ネット上でのいじめということ、いじめ全体が35件あって、その中の6件がネット上でのいじめであったということがございました。それは対応プログラムの中にも盛り込んでいくし、また、主事が学校現場に赴いてされるんだというようなことがございました。

これは、非常に目に見えないところで難しいところはあろうかと思うんですが、ただ、ネット上でのいじめが原因だということも、これも非常に考えられることですので、これは大阪市の教育委員会も調査されて、これから具体的に取り組みされていくのかなというふうに思いますし、また、これは全国的な問題でもあると思いますので、ちょっといろいろとアンテナ高く張っていただいて、このようなことがあるかということ、しっかりと調査、研究していただきたいなと。それで実際に子どもたちにアプローチしていただきたいなというふうに、そういった仕組みをつくっていただきますようお願いをしたいと思います。

学力テストにつきまして、具体的なものがそれぞれの学校から出されると、その可能性が強いというような答弁だったろうと思います。

やはりこの学力テストというものを、国費を投入して、税金を投入して行った。それで結果が出てきたわけですね。大阪府は非常に悪かったという成績結果が出ましたけれども、要は、大事なことはそれをどないするのかという話であって、また、摂津市でも出てきている。しかも、それぞれの学級までわかるようなデータやと思うんですよ。それをいかに活用していくのかということが大事やと思いますし、そうなってくると、やはりね、「よっしゃ、こう行こう」と、具体的なものを出していただかないと、それぞれの先生方が取り組めないと思うんですよ。ですので、本当に具体的なものが出てくるというご答弁いただきまして、ちょっと安心したところもありますね。

また、このデータをもとに、例えばそしたら、「この学校のこの学級はよかった」と。成績がよかったので、「その先生はどんな指導してるんだろう」ということを摂津市の学校全体で供していくということも、また一つの発想かと思しますのでね。そういったことで、より活用していただいて、子どもたちに対する教育ですよ、より充実したものにしていきたいなというふうに思っております。

生涯学習大学についてなんですけれども、これはちょっと先ほど、後で申し上げたクラブ活動ですよ、中学校でのクラブ活動の指導ということも関係してくるのかなと思うんですが、要は、その生涯学習大学を受講しました、その後は、こんなことを活躍できる場がありますよというようなことをアピールしていただ

いて、どんどん参加者募っていくということも大事なことなのかなというふうに思います。

先ほど申し上げたと思いますけれども、地域に結構ね、我々知らないところで、いろんな活躍された方がおられるんですよ。「昔、箱根駅伝走ったんや」とかね、いう方がおられたりして、「ああ、そうですか」いうて、飲みに行ったときに話になったりすることがあるんですが、そういう方が、「おお、何や、生涯学習大学やってるのか、摂津市」と。「これ受けたら、今度、陸上部の指導できるかもしれへんな」となったら、その方たちが来てくれるかもしれない。いろんな仕組みって要るん違うかなと思うんですよ。

それぞれの学校の顧問の方の努力で今されてるというお話でありましたけれども、それをやはりね、行政として後押ししてあげるといふかね、そういったことも必要じゃないかなと思っておりますので、これは生涯学習大学のこともそうですし、あるいは、いわゆる学校体育振興事業ということにも関係してくることでありますけれども、ぜひ仕組みとしてね、後押ししてあげられるようなものを構築していただきたいなというふうに思っておりますので、これは大いに期待をさせていただきたいと思っております。

音楽祭につきまして、次長からご答弁いただきまして、いろんなイベントをされておられるということにつきましては、私も理解をしているつもりです。

市役所でのロビーコンサートというの、私は新しい取り組みであると思っておりますし、また、柴田委員長も、その点につきましては強く一般質問でも要望されているのを覚えておりますし、私もさせていただきましてけれども、要は、

いろんなイベントをされているということ自体、これは非常に素晴らしいことなんですが、その以前として、どのようなイメージ戦略打っていけるかということだと思っておりますよ。

例えば、「摂津市のホームページ開きましたよ」となったときに『音楽のまち摂津市へ ようこそ』みたいなそんなイメージがあったとしましょう。そこで、「音楽祭というものがありません」と。摂津市の音楽祭で受賞された方が、今度、国際コンクールなんかで優勝された方がおられるじゃないですか。「こんな方が摂津市の音楽祭から育っていったんですよ」というようなことのイメージをバーンと持っていく。そういう音楽のまちで、「ロビーコンサートありますよ」、例えば、「いろんなコンサートありますよ」、「事業やりますよ」となったら、「一回見にいこうかな」と思う人、結構おると思うんですよ。いわゆるイメージ戦略なしに、「こんなあります」、「こんなあります」やったら、なかなか行こう、足を運ぼうかなとは思わないかもしれませんが、そういうイメージをつくっておいた中でやるとね、非常に私は、より効果が出るんじゃないかなというふうに思っております。

中岡次長、3月いっぱいまで定年であるということをお聞きしておりますので、ぜひ、この3週間余りの中で、どんどん広報に足運んでいただいて、「こんなやってくれよ」と、「音楽祭は素晴らしいもんなんだから、摂津市の都市イメージのアップにつなげてくれよ」ということを、これぜひ足を運んでいただいて、ご要望していただきたいなと。最後のお仕事いうたら申しわけございませんが、ご奉公ということですね、ぜひやっていただきたいなというふうに思っております

ので、お願いしたいと思います。

こども110番の家事業につきまして、池上課長から非常に丁寧にご答弁いただきました。実際に、子どもたちと、こども110番の家をされておられる方とのコミュニケーションです。実際に、「ここやったら子どもたちが安心して入れるな」というような雰囲気をつくっていくというようなこともございましたし、また、家庭に対するアプローチというような点でのご答弁をいただきましたので、もちろん啓発は大事なことでありますけれども、やはりいかに実効性があるものにしていくのかということも、また大事な側面であると私も考えておりますし、また、それは課長も考えていただいていると思いますので、この点につきましても要望させていただきたいと思えます。

P T A協議会につきまして、すみません、ちょっと私、不勉強なもので、何かとんちんかんな質問してしまったのかなという気がするんですが、要はコミュニティスクールといったものは、恐らく、これは私のイメージなんですけれども、欧米というか、例えばイギリスなんかで言うと、保護者の方たちが人事にもやっぱり一定の権限を持っているというような教育システムになってきていると。保護者の方が、「今、子どもたちにこんな教育してほしい」というようなニーズが非常に高くなってきて、学校運営にも反映していくことが中にはあるんだろうなというふうに思っています。東京の三鷹市であるとか、あるいは京都市でも、そういった方式が採用されているということなのかなというふうに思っています。

これは、私はただ感覚かもしれませんが、これから子どもたちが小学校に行くというような段階の家庭の方と、

そんなに多くではありませんけれども、私もお話しさせていただいておりますとね、やっぱり学校選択制というものの、非常にニーズ高いんですよね。何かといたら、「こんな教育してほしいとかいうのを選びたい」というようなことなんですわ。要は、「ここに住んでるから、この学校に行きなさい」というんじゃないで、選んじたいということなんですわ。

それは、もちろん学校自由選択制というのも一つの方法論であると思えますし、あるいはコミュニティスクールというようなものをつくっていただいて、学校運営協議会といったものがその中で結成されて、保護者の方の、私、人事までってちょっと気にかかるころはあるんですけども、カリキュラムについては、特に総合学習始まっておりますんで、カリキュラムについては、何か保護者の方の意見が反映されるようなシステムというものを、ぜひつくっていただきたいなというふうに思っておりますので、こんな質問させていただきまして、ぜひこの点についても、またご検討いただきたいなというふうに思います。

最後に、ちょっと教育長にお聞きをしたいなと思っております。

代表質問を今回させていただきました。また人口の話ですわ。毎度毎度のことなんですけれども、させていただきます。市長ね、明確に今回おっしゃられたことがありまして、「摂津市から、できれば出ていきたいという方もおられるんだよ」というようなお話がございました。また、これは前回の代表質問で明らかにしていただいたことなんですけれども、摂津市から他市へへ行かれる方の年齢層に非常に特徴があると。

要は、子どもが学童期、あるいはそれちょっと前ぐらいのお子さんのお持ちの

ご家庭が、他市へ転出されていかれるというケースが多いと。もちろん、転勤等で遠方に行かれる方もおられるんですけども、例えば、吹田でありますとか、茨木というね、近隣に越される方も多いと。これについては、あらゆる側面から検証していくという、これは副市長からのご回答だったと覚えてるんですけども、そうやってきたときに、当然、いろんな分野から検証していただくこと大事な話なんですけれども、やはり私は教育という部分が非常に大きいんじゃないかなと。その中のウエート大きいんじゃないかなと思っております。

個別具体に見ていくと、例えばスクール広場であったりとか、小・中連携事業であったりとか、あるいは不登校のことについても、摂津市、先進的にやっていたらと私は思っています。そういう面で非常に皆さん努力していただいているんですが、果たしてそのことが伝わっているのかなと。要は、「摂津市の教育、頑張ってるんだよ、よくなっていくんだよ」というイメージにつながっているのかなと、非常に疑問ではあるんですよ。

ですから、皆さんがされてる努力というものを、やはりより効果のあるものにしていくためには、やはり何かイメージ戦略もあわせて考えていかなあかんの違うかなというふうに思ってます、その点ね、もちろん内容について充実させていただくこと大事なんですけれども、あわせてイメージ戦略ということについても考えていかなあかんと思ってますが、その点、教育長、最後にね、どのようにお考えなのか。この間の副市長の答弁もあったわけですから、ぜひそれを真正面から受けとめていただきたいと思うんですけども、最後にお聞きをしたいと思っております。お願いいたします。

○柴田委員長 教育長。

○和島教育長 人口の減少ということから、この間の本会議での議論見てましても、やっぱりゼロ歳から9歳の子どもの減少。それに伴って、その子どもの親御さんですね、30から39歳ぐらいの層の減少が特徴として起こっているのも事実だと思っています。

今もご指摘ありましたように、やはり人口の減少にはいろんな要因がありますけれども、その中の一つに、やはり教育委員会としては、そのことが摂津の教育とどういうふうにかかわっているのかということも、当然考えていかなければならないことかなと思っております。

それで、私思ってますのは、じゃあ、摂津からどうして流出していくんだといったときに、子どもでもずっとご指導いただいている園田学園の女子大学の野口克海先生が話されているのですが、親御さんにとっては、「子どもにいい教育を受けさせたい」、「いい学校へ行かしたい」。これは、素朴な希望だと。じゃあ、いい教育とか、いい学校って何なんだいったら、要するに、「しっかり勉強を教えてほしい」、「仲よしの友達がいて、そしていじめとか、いろんな問題、生徒指導上の問題とか、そういうのがない学校がいい」と。保護者から見れば、そういう学校を望んでるんだということです。

それで、先ほどから議論もあり、また、今もご指摘いただきましたように、摂津市では、平成15年から、「学校改革をもう一遍やっぺいこう」、「そのためには授業改革していこう」ということで「摂津の教育のすがた」にも、これまでの取り組みを毎年報告させていただいておりますが、この学校改革を続けていくことが、保護者の方に信頼される学校につながってくるんだろうなと思っております。

先ほど、コミュニティスクールの話もありましたけれども、大阪の場合、特に摂津市の場合、学校協議会を設置しています。それと学校教育自己診断という取り組みもしています。これは何かといえ、やっぱり今の学校のあり方とか取り組みが、どう評価されてるんだということを見るべきだと思ってます。特に、今問題になってるのは第三者評価ですね。これまで学校と言えば、閉鎖的で、ともすれば前例主義、画一主義でと、いろんな批判を受けてきましたけれども、それをやっぱり打開して開かれた学校をつくっていく。そのことが保護者の方からも地域の方からも信頼される学校につながっていくんだらうと思ってます。

教育委員会は、そういう考えのもとに、さまざまな取り組みを展開してきているわけです。この努力をこれからもしていかなないといかんだらうと思っっています。きょうご指摘いただいた、いろんな課題ですね。「スクール広場に、すべての学校から来てない」とか、いろんな細かい課題もありますけど、それを一つ一つ解決していくということかと思っっています。

今ご質問いただきましたように、じゃあそれをどうやって地域の方に知らせていくんだということになってきますと、非常に難しい問題であります。

それで、私は、これまでの取り組みで言えば、「今、学校では」という広報で毎掲載している学校の取り組み、今回は鳥飼北小学校の取り組み載せたら、次は一中の取り組みとか、そういうこと、あるいは「摂津の教育のすがた」といった冊子、あるいはフォーラムの開催や公開授業とか、いろんなことやっていきますけど、やはりさっき言いました、学校教育だけではなく、やっぱり学校を核とした地域教育コミュニティいうんですか、

地域の方にも知ってもら、保護者の方にももっと知ってもら、やっぱり学校を核として、社会教育も学校教育も一体となったそういう取り組みをしていく。やっぱり知っていただくということが非常に大事なかな、それが教育力につながってくるのではないかなと思っっています。

ですから、戦略的、イメージ戦略でね、派手にこうやっていけと言っっても、なかなか難しいときがありますけれども、しかし、私は今こういう地道な取り組みをしていたら、まず教育関係、他市の教育委員会から見ても、「ああ摂津も頑張ってるやないか」と。そのことがやはり他市にも広まっていくことになってくるんかなと思っっています。今言いましたような、さまざまなイベントとか取り組みを通じて、あるいは地域との関係を強めることによって、やっていきたいと、そのように思っっています。

ですから、最初に言いましたように、やはり保護者の方が、教育面から言えば、いい教育を受けさせたい、いい学校へ行かせたいという希望、そのことにどう応えていくか。そのことは、やはり私たちが学校を、信頼される学校をつくっていく、その地道な取り組みがつながっていくんかなと思っっています。

イメージ戦略言われても非常に難しいところがあるんですけども、やはりそれをしていかないと、いつまでたってもいかんやろうなと思っっています、努力していきたいと、そのように思っっています。

○柴田委員長 嶋野委員。

○嶋野委員 もう最後にさせていただきます。

ちょっと誤解を招かんように、ちょっと最後申し上げたいと思うんですが、要は、年齢層等を見て、摂津市から行かれる方ですわ、転出される方が、摂津市の

教育がよくないと言ってるわけじゃない
んです。じゃなくて、そういう年齢層
の方がよく出ていかれるということ
を考えると、仮に原因がですね、仮に
ですわ、住環境が余りよくないから
出ていかれるという方にしても、住
環境がよくない、でもね、摂津市
の教育ええから残ろうかと思っ
ていただけることが大事ではない
ですかということなんです。

そうなってくると、教育委員会の皆
さんには、当然地道な活動していただ
くことは確かな話ですし、その結果、
摂津市の子ども、これ理想かもしれ
ませんが、「摂津市の子どもたちは
生き生きしてるよね」と。例えば、
「まち歩いてても物すごく元気な
あいさつしてくれるよね。いつも
笑顔でいるよね」となってくると、
親は、「ああ、何か摂津市の教育す
ばらしいのかな」ということになっ
ていく。それはよくわかるんです
が、それプラス何かね、アドバルン
上げろとは言いませんけれども、
それぞれの施策をより効果のある
ものにするためにはイメージ戦略
要るんじゃないですかというお話
なんです。

要は、音楽祭にしてもそうであ
って、いろんな取り組みをされてお
られる。それはそれですばらしい
ことであり、これ進めていただ
きたいと思うんですが、その前
にやっぱり、「摂津市の音楽祭は
すごいんだよ」、「摂津市は音
楽のまちなんだよ」というイメ
ージをつくってやるのと全然違
いますよねということが言いた
いわけですね。その点をぜひご
検討いただきたいなというふう
に申し上げて、質問を終わりたい
と思います。

○柴田委員長 川口委員。

○川口委員 前回でちょっと聞き漏
らしておりましたので、お聞き
いたします。

補正予算ですね、68ページの鳥飼西

学童保育室新築工事の入札差金で300
万円ということなんです。これの中
身を少しお聞きしたいんですが、
先ほど大阪府の補助金の関係で、
柳田小の学童保育室、今年2、100
万円の予算が計上されているわけ
ですが、これの管理設計委託でも
268万7,000円上がってる
わけです。300万円というのは、
かなり大きな契約差金だと思う
んですけども、このことについて
お聞きしたいと思います。

それから、ただいまの嶋野委員の
質問をお聞きして、やはり教育委
員会、この間の、やっぱり教育委
員会のいろいろな取り組みの中
で、摂津から出ていきたくな
ってしまった、そういう人たちが
大変多くなったということもあ
ると思います。

市民プールの廃止では、た
くさんの子育ての人たちが、署名
を必死で集めて、何とか残して
ほしいと、そういう声を上げて
こられたのに、危険であるから
という、財政面もあって、教育
委員会として廃止をね、やっ
ぱり決定されたわけです。その
後の取り組みについても、市民
の人たち、特に子育てをして
おられるお母さんたちは、ず
っと見ておられると思いま
す。

そういうこととか、今回の小
学校の統廃合の問題でも、地
域の今、地域の力、地域力
コミュニティというふうにお
っしゃいますけれども、やはり
そういう信頼を、やはり今回
のこういう問題で、摂津の長
い歴史の中ではね、その一部
分かもしれませんが、これまで
せっかく積み上げてきた、そ
ういう地域の力をね、今回
のこういう方針の中で、やっ
ぱり崩れてきたということは、
私はやっぱりあると思うん
です。そういう点では、やっ
ぱり教育委員会がしっかりと
信頼を回復

していくためには、相当努力していただかないとだめだと思っております。いろいろ言いたいことあるんですけども、その点については、強くやっぱり要望しておきたいと思えます。

もう一つ、委員長にお願いなんですけれども、前回の嶋野委員が委員長のときですね、統合にかかわって、味舌・味舌東、三宅・柳田の工事が終わった時点でね、委員会として、きちんとやっぱりね、視察というか報告を受けたいと。現地に行って。そういうことで言いますと、三宅・柳田については、まだ実現をしていないんです。委員会委員のメンバーも変わりましたが、ぜひこれはね、そのときにやっぱり約束していただいているわけで、教育委員会の方から、やはりそれをしたいというふうにね、待ってるわけです。

これまでも、この委員会の中で、先ほども答弁の中でありました、逐一報告をしていただきたいと。いじめ対策の問題でありましたけれども、この間の、職員の方が子どもの個人情報を紛失するという、そういうこともありました。そういう中で、ファクスで通知が来るぐらいのようなことで、私はやっぱりこの文教常任委員会に対してね、きちんとやっぱりそういう大事なことを報告はちゃんとしていただきたいと。

また言わなければならないのが大変残念なんですけれども、「個人的に行ったら」、「行ってもらってもいいですよ」みたいなことを言われるとね、大変やっぱり納得いきませんし、どういうふうに工事が完成して、どうなったのかいうのをちゃんとやっぱり見ておきたいですし、また、ほかにも、耐震で問題のある部分も、この委員会で指摘させていただきましたが、個人で見に行くのはでき

ます。ただ、文教常任委員会としてね、やっぱり今の学校の現場の施設の状況どうなってるのかというのも、委員会としての独自の視察が、市外への視察がなかなかない中で、やっぱり市内のことをもっとしっかりと把握しておきたいと、そういうふうに委員として思っておりますので、正・副委員長で、ぜひよく相談していただいておりますが、よろしくお願いいたしますと思えます、よろしくお願ひいたします。

○柴田委員長 視察については、それは委員長団で、経緯も含めて考えていきたいと思えます。

質問に対する答弁、池上課長。

池上課長。

○池上青少年課長 補正の分でございますが、学童保育室、鳥飼西学童保育室の建築工事に係ります分につきましては、当初2,016万円、工事請負費として組んでおりました。それが設計をし、入札した結果、1,606万5千円という入札結果となりました。まだ工事そのものが済んでおりませんので、その差金としまして300万円を減額補正として計上させていただいているものであります。

○柴田委員長 川口委員。

○川口委員 設計委託とか、そういうのが最初に入りますよね。そういう中で見積もった金額と余りにも乖離が大きいと思うんですよね。学童保育室の建設だけでも300万円のね、このような契約差金ということで。また決算のときにかなりの乖離が出てくるんですね。今、仕事をとるということで、契約差金が次々出てくるということでね、かなり予算と決算との乖離が出てくるんですけれどもね、この辺のところの設計の見積もりと見ますか、契約検査課でやってる部分もあるでしょうけれども、担当のところ、ある程度は出るわけで、そののとこ

ろについて、もう少しお聞きしたいと思
います。なぜこんなに金額が大きくなっ
たのかについて。お願いいたします。

○柴田委員長 それ、課長答えられます
か、契約差金。

川口委員。

○川口委員 500万円出てきたら、ま
たそれ契約差金ですって言うてしまうわ
け。いつまでの段階、この小学校の統廃
合の問題でもそうでしょ。どんどんころ
ころ金額変わってきたわけだね。

○柴田委員長 羽原部長から答えてくだ
さい。

○羽原教育総務部長 ちょっと鳥飼西小
学校の今回の学童保育室について具体的
にということじゃなくて、建築等の工事
に係る契約差金の問題ということでお答
えしたいと思います。

これはご存じのとおり、どんな工事
であるにしても、やはり、まずきちっと設
計をし、その中で見積もりを立てていく
という行為をしていきます。それが当然、
予算に反映していくわけですけども。

市の方は、一定の工事それぞれ基準と
なるような単価見積もりをやりますので、
これまでのいろんな実績、それから現在
の建築物価等を踏まえて、教育委員会
の方でも建築の担当の方と詳細に打ち
合わせをしながら最終的な設計をし、
予算を計上していきます。

ただ、現実に関税を入札にかけますと、
そのときの市場単価であるとか、労働
賃金の動向によって、そこからまた数
字は動いてきますので、金額、多い少
ないは当然あるでしょうし、その時々
の情勢がありますから一概には言えま
せんけども、物価が下落をし、労働単
価が総体的に安価な状況であれば、や
はりかなりの金額の差が出てくると。

逆に言いますと、現状のように建築資

材が高騰をし、労働賃金が上昇する傾
向のときであれば、そんなに大きな差
が出ないということもあろうかと思
いますし、これはもうそのときの社会
情勢、物価動向等によって入札単価
が変わってきますので、基準をもっ
て設計をし、予算は計上しますけども、
入札そのものはそのときの状況によ
って、やっぱりかなり影響されるとい
うことだと思いますから、場合によ
ったら大きな差が出てしまうという
ものもあるのかなというふうには考
えております。

○柴田委員長 川口委員。

○川口委員 今ご答弁いただきました
けれども、契約単価というのは今、反
対に上がってると思うんですよね。そ
ういう中で、学童保育室だけでも300
万円も、こんなに差金が出るという、
300万円あったらいろんな事業でき
ますよね。私が言いましたフレッシュ
コンサートでも、もっと増額できる
と思います。

そういう点で言うと、見積もりの段
階とか、それから建築課とのね、そ
ういう中で、やっぱりこの小学校の
統廃合の問題でもそうでしたけれど
も、余りにもね、どういふふうに見
積もりを上げてるのかなって、やは
りびっくりするぐらいの状況がある
と思うんです。だから、本当にしっ
かりと、やはり見ていただきたい。
今後もいろんな耐震補強工事であ
るとか、そういうのも出てくるわけ
ですよ。建築にかなり、またこれか
らもお金が必要でありまして、やは
り予算でしっかりと見ていくとい
うことで、きちんと精査をしていく
ように、前にも業者の言い値みたい
になってしまわないようにですね、
ぜひしっかりと情報を集めていた
だくように要望しておきたいと思
います。

○柴田委員長 以上で質疑を終わります。
暫時休憩します。

(午前 11時47分 休憩)

(午後 1時 1分 再開)

○柴田委員長 それでは、午前中に引き続いて、再開いたします。

議案第23号の審査を行います。

補足説明を求めます。

奥田生涯学習部長。

○奥田生涯学習部長 議案第23号、摂津市立スポーツセンター条例制定に伴いつきまして、補足説明を申し上げます。

なお、議案参考資料といたしまして、摂津市立スポーツセンター条例施行規則案を議案参考資料(条例関係)の1ページから3ページに掲載いたしておりますので、あわせてご参照くださるようお願い申し上げます。

小学校の統合に基づき、味舌小学校、三宅小学校の体育館は、公の施設としてスポーツセンター条例を制定し、市民スポーツの振興を図るため恒久利用に供しますとともに、災害時の避難所として活用してまいります。

また、運動広場は、スポーツセンターの附属施設として位置づけますとともに、平成23年3月31日までの3年間、市民の暫定利用に供するものであります。

それでは、条文に沿ってご説明申し上げます。

条例第1条は、摂津市立ましたスポーツセンターと摂津市立みやけスポーツセンターの設置について定めるとともに、スポーツセンターの附属施設として、平成23年3月31日までの間、運動広場を設置することを規定しております。

第2条、管理運営については、教育委員会が行うものとします。

第3条、開館時間については、午前9時から午後9時までとします。ただし、

委員会が必要と認めるときは、変更することができるものとします。

第4条、休館日については、12月29日から翌年1月3日までとします。ただし、委員会が必要と認めるときは、臨時に開館、または休館できるものとします。

第5条、使用の許可について、スポーツセンターを使用、もしくは変更使用しようとするときは、委員会の許可を受けるものとします。

第6条、使用の制限について、委員会は、公の秩序を乱し、善良の風俗を害するおそれがあるとき、施設または設備を損傷するおそれがあるとき、営利を目的として使用するおそれがあるときなどは、使用を許可しないことができるものとします。

第7条、使用許可の取り消し等について、委員会は、使用者が許可目的以外に使用し、または許可条件に違反したときなどは、許可を取り消し、または使用の中止を命ずることができるものとします。

第8条、権利譲渡等の禁止について、使用者は、スポーツセンターの使用権を他人に譲渡し、または転貸してはならないものとします。

第9条、使用料の納付について、使用者は、市長が後納を認める場合を除き、使用料を前納するものとし、使用料は30分につき250円とします。市外の利用者は、他の社会体育施設と同様に、その2倍に相当する額とします。

なお、運動広場は無料といたしております。

第10条、使用料の減免について、市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができるものとします。その減免内容及び減免額については、摂津市立スポーツセ

ンター条例施行規則（案）第7条に記載いたしておりますが、第2号の市内の中学生以下の団体が使用する場合、第3号の市内の自治会、PTA等またはこれらで組織する実行委員会が公益上の目的で使用する場合は、学校施設等の使用に係る減免と同様に、全額免除といたしております。

第11条、使用料の不還付について、市長が特に認める場合を除き、既納の使用料は還付しないものとします。

第12条、原状回復義務について、使用者は、委員会が認めた場合を除き、使用した施設または設備を速やかに原状に回復するものとします。

第13条、損害賠償義務について、使用者は、委員会が特に認めた場合を除き、故意、または過失により施設設備を損壊、または滅失したときは、それに伴う損害を市に賠償するものとします。

第14条は、必要な事項は教育委員会で定めるとした委任規定であります。

附則といたしまして、この条例は、平成20年5月1日から施行いたします。

以上、条例制定内容の補足説明とさせていただきます。

○柴田委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

質疑のある方。

川口委員。

○川口委員 まず、スポーツセンターというふうに、ました・みやけスポーツセンターと名前をこういうふうにされた理由ですね。どういうところで相談されて決められたのか、お聞きしたいと思います。

これは小学校の統廃合にかかわる部分で、体育館をスポーツセンターにという名前で使っていこうとするものです。統廃合のときには母体校の名前を重視する

と、そういうようなことで三宅柳田小学校であるとか、味舌東がなくなって味舌小学校という名前にされました。そういうところから見たときに、地域の人たちのいろいろなお気持ちもあると思うんですけども、どういうふうにして決められたのか、議案を出してこられるに当たって、そのことについて、まずお聞きしたいと思います。

それから、体育館については恒久利用ということなんですが、運動場については暫定利用ということで、23年の3月31日までの間ということになっております。これは、教育委員会としては、こうせざるを得なかったのかどうかですね。そのこともちょっと確認をしておきたいと思います。

それから、三宅小学校の廃校に伴う体育館使用の申込日の変更に関する要望というのが、この議会が始まる前に届けられておまして、こういう要望1,000筆の署名が添えられて出されてきておりますけれども、これについては、当然、これまで学校の開放委員会で借りておられた、特にこの学校のOBの方たちを中心としたこういうクラブがあるというのは、もう多分教育委員会でもわかっておられたと思うんですけども、全く同じような形で、この使用の方法をされるということで、改善をするという報告受けておりますけれども、この中身についても、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

まず、それだけお願いします。

○柴田委員長 それでは、その3点につきまして、中岡次長。

○中岡生涯学習部次長 名前のことでございますが、私ども、まず体育館として体育館条例がございます。その体育館条例の中に入れるということも、内部でも

検討しましたが、しかし、運動場という附帯設備というのがございまして、そこに入れにくいだらうということで、学校開放の関係の規則もありますから、そこに別途条項等を設けられないかというような検討もしました。

しかし、今回新たな形で二つの施設を条例化する方が、他の条例、規則等に影響がないだらうということで、させていただきました。

それから、運動場の23年までのことでございますが、やはり摂津市の財政事情は、委員ご承知のように、経常収支比率は11年ぶりに100を切ったという状況ではございますが、依然として実質公債費比率はその制限値を超えておりますし、まだまだ不透明なところもございます。跡地利用、校舎も含めた土地利用について、まだ一定、最終的な結論も出ておりませんので、この間、知恵を絞りまして、土地活用については、この間、全体的には暫定使用という形で運動場を使用をし、この間、決めていきたいというふうなことで、そういう表現にさせていただきました。

3点目の要望の件でございますが、私どもの方も、説明会に寄せていただいたときに、やはり一番の皆さん方の関心事は、申し込み方法がどうなるんだということが大きな関心事でございました。利用日は、当然、休みなしでやらせていただきますし、時間帯も9時から9時までということで延びます。しかし、申し込みが従前のような学校開放運営委員会に申請、一度に10枚、10件分書けるような様式になってるんですけども、そういったものを3カ月単位に出していただいているのが原状ですが、そういった形が変わってくるというご説明をしました。

じゃあ、それは困るというようなご意見も多くございましたので、味舌・味舌東と三宅の両方とも行かせてもらっても、やはり申し込み方法、それから申し込み場所が、ふれあいルームというところでさせていただくというお話も当時させていただきましたので、遠いなというようなご意見もございました。その2点が大体大きな違い点が出てきてましたので、これを何とか要望にこたえるような形で検討していきたい、というふうに考えております。

○柴田委員長 川口委員。

○川口委員 答弁漏れてるんじゃないかな。校名の関係でね。

○柴田委員長 校名のことについて。中岡次長。

○中岡生涯学習部次長 センターの名称は、子ども体育館条例のところには入れられないというようなことでしたので、他市さんにおいても、そういったスポーツセンターという名前ありますので、それに「ました」、「みやけ」という冠をつけて、漢字、平仮名というところがございしますが、やはり、だれでも読める、親しみやすい、そういったところを重視して平仮名で名前をつけさせていただいたということでございます。

○柴田委員長 川口委員。

○川口委員 全然、答弁になってないと思うんですけどね。統廃合するときの話も含めて質問しておりましてね。母体校の名前を重視するというので統廃合になって、その体育館を命名するとき、一体どこでどう相談したのかということもお聞きしております。地元の人たちであるとか、地元の人たちが使っていられるということも多いと思うんですよ。緊急時には、避難場所にもなるということになっておりますよね。そう

していきたいということで、跡地利用検討会議の報告書の中にも、そういうふうにか書かれてるわけですよ。それで、なぜそういう親しみやすいとか、そういうことで、だれに一体、どういうふうに相談をされて決めたのかということをお聞きしております。2回質問させないでください。

それから、スポーツセンターというそのイメージなんですけれども、摂津でスポーツセンターって名前つくのは、今回初めてなんかなと思うんですけれども、さきの予算のところで、器具費で言うと160万円、臨時職員の賃金であるとか、修繕料1,500万円ということで、修繕しはる部分はおっしゃっておられましたけれども、スポーツセンターと名前つくのと、どういうイメージなんでしょうか。

体育館の条例があったけれども、運動場があるから、運動場の附帯設備があるので、新たな形で条例化したとおっしゃいましたけれども、スポーツセンターという名前をつけるに当たって、大体どういふのを整備して、スポーツセンターとしてね、活用できるというふうにされようとしてるのか、もう一回確認したいと思います。

さっきも言ったんですけどね、この統廃合するときに、教育委員会がね、地元のそういうPTAの皆さんや地元の人たちのそういう気持ちをね、やっぱり酌み取った中で、いろんな教育委員会にしたら統合校にシフトした感じでね、いろんな充実ということであらうとおられますけれども、ここにスポーツセンターとして残していくということでいったときに、校名からしても、名前からしても、そういう、これまでの気持ちに思い至らなかったのかということで、大変、何かもう、ちょっとがっくりくるわけなんですけれども、

この名前の決め方からも含めて、もう一回ね、どこでどう相談されたのか、地元の人たちにもですね、何もこの相談されなかったのか。スポーツセンターのイメージ、どんなふうにやっていこうと中身していくのかということですね。

それから、PTAのOBの皆さんたちがこれずっと使っておられて、今までと同じように、開放委員会と同じような形で使いたいという要望が出てきて、この1年間に限りですか。それは、もう決めたんですよね。その報告あったかな。1年間。どういうふうだね、やっぱりこれまで借りられた方への激変緩和策といひますか、そういうのについても、やっぱりきちんと。思い至らなかったことが大変、私は何か残念なんですよね。

またこんな感じかなと思ったりしてるんですけれども、耐震の問題は、さっき質問してますからね。そういう点でも大変お粗末であるというふうに思っております。同じ充実するに当たっては、もっときちんと地元の人たちの意向も、聞かれたんやったら聞いたとおっしゃっていただいたら結構ですけれども、そこのところ確認をしたいと思います。

○柴田委員長 奥田部長。

○奥田生涯学習部長 名前につきましては、味舌、三宅という校名がございます。しかし、例えば、味舌体育館というのが現実にございまして、体育館というのは、やはり名前の混同になるので、具合が悪いというふうにございまして、平仮名にさせていただきます。そうすることによって、それから、やはり子どもから、特に運動広場の利用等は、例えば味舌では子どもの利用が多い、こども会の利用が多いということも含めまして、平仮名にさせていただきます。

それから、今、名前を地元聞いたか

ということでございますが、それについては、学校跡地に係る説明会、例えば、私、持ってる8月31日ですね、それから運営も含めて、学校施設の開放委員会、これもですね、複数回数行っております。そんな中で、個々に聞いたわけではございませんけれども、地域の人から出てきた要望等については、十分その中で検討させていただいているということでございます。

それから、スポーツセンターのイメージということでございますが、先ほども申しましたように、体育館というのは、別に名前が混同するということもありまして、スポーツセンターにさせていただきました。

やはりスポーツセンターというのは、これは運動広場も含めた体育館というのがですね、他市においても一般的にございまして、それで他との混同を避けるためにスポーツセンターという名前にさせていただいたところでございます。

○柴田委員長 川口委員。

○川口委員 混同を避けるためにスポーツセンターとしたと、そういうことなんで、中身は体育館であるということで、あれですけど、スポーツセンターという、ちょっと格好いい感じしますよね。体育施設の充実なんかは、もっとやっていくおつもりなんではないでしょうか。そのことと。

それから、体育館条例と開放にかかわる部分で、前に一般質問か委員会でやったことあると思うんですけども、いろんな団体への減免ですね。減免の規定が少し違うんですよ。そこのところ辺は精査していただいて、もう一致できるようにすべきじゃないかなと前にも申し上げておりますけれども、そういう点については、今後、どうですか、検討できま

すか。減免のね、ちょっといろいろ、民間の幼稚園が運動会をされる、保育所が運動会されるときに、鳥飼のスポーツグラウンドを借りる場合と学校の運動場を借りる場合と、同じ福祉団体であるにもかかわらず、少し減免の中身が違っているというのがあります。そういうところ辺とも含めて、これ、検討されてるのか、お聞きしたいと思います。

それから、8月31日の説明会や開放委員会ということなんですが、この議案が出てきてから、例えば、三宅のバレーボールをしておられるママさんバレーの方たちからとか、それから地元の方たちからも、このことについていろいろ要望が出てまいりました。こういう点で言うと、何かこの今、十分に要望は聞いたというふうに部長おっしゃいましたけれども、やっぱり話し合いというか、少しやっぱりそういうのを、こういうふうにしようと思ってるというような丁寧な対応ができてなかったんじゃないかなと思うんですけども、確認をしたいと思います。

○柴田委員長 それでは、この2点ですけど、中岡次長。

○中岡生涯学習部次長 充実については、小学校の体育館をスポーツセンターに変えるわけですから、広さそのものは、やはりほかの正雀体育館、味生体育館というような一般の体育館と違いますので、やはり競技種目に限りがあるのは、これは仕方がないことでございますが、その範囲内のできる種目については、我々としてはそういう用具類等も含めて充実させていきたいというふうに考えてます。

それから、減免の規定のお話でしたが、基本的に学校開放を現在やっておる形、これを料金体系とか含めて、移動させて、同じ減免体系ですね、そういったものをさせていただいております。

他の体育館、あるいはスポーツ広場とか青少年広場のような減免規定も今、違うんじゃないかというところございますが、それぞれやはり施設の特徴もございまして、基本的にはほぼ中学生以下で構成される団体では全額無料とか、あるいは自治会とかPTA等で組織される実行委員会等々の場合は、これも全額とか、社会教育関係団体とか、福祉関係団体の使用される場合は4割とかというような基本的なところはほとんど変わっておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○柴田委員長 川口委員。

○川口委員 味舌体育館なども、監査をしていましたときに、実際、監査に行きまして、大変老朽化とかが激しいということもわかったわけですよ。そのときに、かなり補修が必要であるという、そういう指摘がされております。そういう中で、やっぱりこの施設の充実は、さらに進めていっていただきたいと要望しておきたいと思っておりますけれども、このスポーツセンターという名前、名前が混同するから分けただけで、実際は学校の体育館と今までと同じような感じですよということなんですけれども、やはり学校のこれまでの体育館とは違うね。やっぱりスポーツセンターと名前をつけた以上、今は混同するからというふうにおっしゃいましたけれども、やはりもっときちっと充実できるように、予算はきちり取って増やしていただきたいなど、そういうふうに思います。

それから、名前につきましては、十分ではなかったというふうにやっぱり思いますけれども、そのことはお答えいただきましたかね。不十分であると。開放委員会とか8月31日の説明会でやったけれどもって奥田部長おっしゃいましたけ

れども、こういう要望が出てきて、その答弁なかったですよ。もう一度お願いいたします。

○柴田委員長 奥田部長。

○奥田生涯学習部長 三宅地区に限定した話をさせていただきますと、19年1月に地域住民の願いを反映した三宅小学校跡地の活用を求める要望書というのをいただいております。それを踏まえた形の中で、先ほど言いました学校の跡地利用に係る説明会をさせていただきます、また、小学校の体育館、あるいは運動場の利用については開放委員会で話し合いをさせていただきますということでございます。その中では、このこと、あのことというふうな内容ではなしに、包括的に地域の方のご要望をいただいてまいったところでございます。

○柴田委員長 川口委員。

○川口委員 統廃合するときに教育委員会が言ってこられた、母体校を尊重して、わざわざ味舌東をやめて味舌小学校にし、三宅小学校の名前も三宅柳田というね、そういう名前を残したわけですよ。そういうそれまでの話し合いの中で、やはり要望書が出てきて、こういう方向性を決めるときに、地元の人たちのそういう気持ちなぜ酌み上げられなかったのかという、そういうことについて、大変やっぱり残念やなと思ってるんですが、そういうことについては何も感じられないのかですね。

この議案が上がってきたときに要望が出てまいりまして、体育館の名前についても要望が出てくるというのは何ですかと聞いております。何ですか。

○柴田委員長 奥田部長。

○奥田生涯学習部長 今ご質問ありました、例えば三宅の学校開放のクラブの方からご要望を2月の20日にいただきま

した。その要望の内容は、大きく分けて二つございます。一つは、受付を3カ月単位にしてほしいというのと、あとは1年ぐらい暫定期間が欲しいという、こういうふうなご要望をいただいたところでございます。

したがいまして、当方では、そのような要望については真摯に検討して、前向きにこたえていこうというふうに考えているところでございます。

先ほど委員おっしゃってるんですけども、私どもは、先ほど来言ってますように、三宅小学校区からのそういうふうな要望書なり、あるいは学校開放の委員会での説明会等を通じて、地域の要望等については踏まえてきたというふうに思っているところでございます。

○柴田委員長 川口委員。

○川口委員 説明会は、いつごろされたんでしょうか。だから、私さっき言ってきましたように、議案が出てきた後の段階で、地元の人たちから、なぜ漢字にしなかったのかというね、こういう本当に素朴なね。漢字にね、何で平仮名にしたのかというような声が出てくるということがね、なぜなのかと思ってるわけです。こちらに来てるわけですよ。そういうことについて、十分に開放委員会であるとか、いつされたんですか。名前のことについても、スポーツセンターにしますということについても。予定しておりますぐらいは伝えておられると思うんですけども、そここのところだけ確認をしたいと思います。

○柴田委員長 どうです。中岡次長、教えてください。

○中岡生涯学習部次長 開放委員会への協議の説明は、1月12日、三宅小学校、1月17日に柳田小学校、1月24日、味舌・味舌東小学校へ、講堂でさせてい

ただいております。

ただし、味舌・味舌東小学校に関しましては、11月か12月だったときに、まだ何も決まってないときに寄せていただいて、委員さん、味舌東と合同で委員会を取り組んでおられましたので、出席要請を求められましたので出席して、まだそのときは方向も決まっておりませんでしたので、我々としては学校を残す方向でお願いしておりますというようなお話をしたことを記憶しております。

こういう方向が見えてきたのは、今言いましたように年明けからの3回でございます。

○柴田委員長 川口委員。

○川口委員 年明けのこの1月に、こういう名前でスポーツセンターとしてやりたいという説明を開放委員会でされてるわけですか。開放委員会というのは、その体育館を利用されている方たちだけですから、地元の説明したということにはならないと思います。私は、さっきから質問何回もしてますように、なぜこういう議案が上がった後で、地元からこういう声が出てくるんですかって言ってるんです。そのことについて、中岡さん、1月12日、17日、24日、それぞれ説明したとおっしゃいますけど、今、私たちが出されているような方で、もう説明をされておられるんですか。

○柴田委員長 暫時休憩します。

(午後1時32分 休憩)

(午後1時35分 再開)

○柴田委員長 再開します。

川口委員、もう一度質問してください。

○川口委員 2月20日付で、三宅小学校の廃校に伴う体育館使用の申込日変更に関する要望が藤浦議長あてに出ております。

これについても、先ほどの説明で、1

月12日、17日、24日、開放委員会で説明会を行った。そういう中で、やっぱり納得いっておられないわけですね。だから、こういう要望書が2月20日付で上がってくるわけです。このことについても一つ、地元のこういう人たちの声を聞いてきたのかということが一つです。

それから、この議案が出てきてから、私たちのところに、この平仮名の名前、名称について、いかがなものかという声が届いてきております。これは要望書としては届いてきておりませんが、そういうことで要望が上がってきております。そういうことについても、これまでの統廃合するとき、小学校の名前についても母体校の名前を尊重する。130年の歴史を持つそういう小学校を統廃合するんですから、学校名について、読みにくいか、そういうことをおっしゃいましたけれども、ほかとの違いを区別するなんていうことをおっしゃいましたけれども、これまでの統廃合のときに、そのときの地元の人たちの気持ちとかです、そういうところになぜ思い至らなかった、こういうことになったのか。ただ、混同するから分けただけ。もう本当にお粗末な中身であります。決め方も。そのことの二つの点についてお聞きしてるんです、先ほどから。

なぜこの議案が上がってから、地元から、この名前のことについてまで出てくるんですかっていうふうに、一つもお聞きしておりますので、その二つについて端的にお答えください。開放委員会で十分説明したとおっしゃったから、奥田部長が。なぜ2月20日付に、この使用料の仕様とか申し込みについての要望書が上がってくるんですかって聞いてるんです。一つはね。もう一つは名前の問題です。

○柴田委員長 教育長。

○和島教育長 ちょっと私の方から追加でお聞きしときたいんですけども、名称についても、議案が出てから疑問の声が上がってきたと言われてますので、正確にお答えしようと思えば、いつにそういう要望が、要望書としてはないにしても、委員の方にいつの時点でそういう声があったのかいうことを、まずお聞きかせたいと思います。時間的な問題がありますんで、その辺を正確に言っていたらいいかと。

要望書の方は2月20日ですから、このことについては、お聞きした内容をこの条例の中に入れていく。それで、あと運用の中で要望にできるだけこたえていくというの考えです。私たちとしたら、やっぱり地元からの要望、使い方についての要望、受付とか、運用方法とか、そういうことについては、これからずっと十分配慮しながらやっていきたいという基本的な考え方持ってるわけですよ。そのベースになるのが、この条例だと思ってます。あと規則がありますね。そういう中で対応していけると思ってます。

ですから、むしろ私は、議案が出てからそういう地元の声が上がってきたと言われるのであれば、それがどの時点で上がってきたのか。私は、先ほど休憩のときにお話ししましたけれども、この文教常任委員会が始まる10分ぐらい前にお聞きしたいというのが事実でありますから、そのことで、どういう対応なんだと言われるら、その辺をはっきりしていただかないと、川口委員は、どの段階でそれを、誰から聞かれて、どう動いてこられたのかいうことを、その辺が不明でありますので、よろしくお願ひします。

○柴田委員長 川口委員。

○川口委員 さっきから言ってるように、

統廃合のときに振り返って、学校体育施設を残すということになったわけです。今回スポーツセンターというふうに出してこられたわけです。そういう中で、やっぱり母体校の名前残すということで、普通に教育委員会がね、そういうことをそのまま継承するんであれば、普通は漢字で出してくるのが、やっぱり地元の人たちの声を大事にして学校名まで変えた。そういうことの意味が生かされないんですかという、そういうことを名前の件についてはお伝えしております。

この要望が上がってきたというのは、他党の議員の皆さんからも、名前について地元の意向を受けられて、委員会が始まる、私もその直前であります。

先ほどから聞いてます統廃合にかかわって、母体校の名前を尊重するとまで、この中にも書いてますよ。この適正配置計画。そのことが、なぜ生かされなかったのかということをお聞きしております。

○柴田委員長 和島教育長。

○和島教育長 この問題、統廃合のときの説明会とか、私がずっと担当いたしておりましたんで、経過をよく知ってます。

それで、やはり、あのときの地元の方からお聞きしてたのは、今の名前のお話もあるんですけど、「やっぱり体育館を残す」、「地域コミュニティとして活用する場を残していただきたい」とか、いろんなそういう要望がありました。そのことについては、今、市の方で、小学校跡地施設等活用方策検討委員会で、ずっと検討を続けてきてますけれども、その議論の中で、教育委員会が地元からお聞きしてきた話はすべて伝えていきます。

そういう中で、現在、体育館は恒久的に残しましょう。グラウンドについても23年まで、暫定利用だけでも、とりあえず使っていただきましょう。活用方法

についても、皆さん方のご意見を聞いて、うちの方でできる範囲のことを条例の中でも整理して、やっていこうということになってきたわけです。

最後に残ってきたのが、今の名称の話ということになるんですけども、そのことにつきましては、さっきから説明してますように、それで配慮が足りなかったと言われれば、それ以上、私お答えするわけではないです。そういうご批判があれば受けたいと思いますけれども、ただ、それが今おっしゃってますように、さっきお聞きしたら、川口委員がお聞きになったのも文教常任委員会の始まる10分ぐらい前やったということです。それでしたら、もうちょっと早く、私たちがそういうことを知ってたら、そういうこともあってんな、その辺がぬかってたな、その辺をもう一遍検討せんといかんなど、いうこともあったかもしれません。おっしゃってる、「こうしてほしい」というお気持ちも十分、私、理解いたしておきますけれども、そういう中で、教育委員会の対応が非常にまずかった、配慮が足りなかったと言われたら、そのご批判はお受けします。

ただ、これ以上お聞きされても、それ以上、私としてはもう答えようがないというのが、本当のところでございます。

○柴田委員長 川口委員よろしいですね。

それでは、川口委員の質問はこれで終わります。

次、森内委員。

○森内委員 今、川口委員の方からも、ネーミング等、いろいろと質問があったわけなんですけど、根底的にやはり統廃合に至るまでの経緯というものをやっぱり大事にしなければならぬんじゃないかなと思います。特に、地域の思いというものは重いものだと思っております。

それで、今回このネーミングについても、スポーツセンターというような形になるんですけれども、一般の市民の方にはしますと、スポーツセンター新しくできたんかなというイメージを持つんですね。

例えば、既存の体育館、グラウンド、何も変わったことはないというのが実際のことなんです。その辺のところもまだ認識されておらないでしょうし、これからは我々が認識してもらうように、こういう形で残っていきますという一つの方策であるということを、これは我々も含めて啓発しなければならないんですけれども、しかし、一番重きに置きたいのは、この味舌、三宅という漢字を、わざわざ平仮名にしたというところは、どこで、どういうふうな形で、こういうふうになったのかということ、これはまず1点お聞きしたいんです。

それと、施設開放委員会の中で、やはり二つの委員会が一つになるということになりますね。例えば、味舌小学校区の開放委員会の中で、いろいろな団体があります。これが今、味舌東と統合になって味舌という形になります。三宅も柳田と、三宅柳田という形になります。それまでの、やっぱり両校における説明というのは、これは案外不十分だったんじゃないかなと思います。それが、この三宅の小学校区の開放委員会の2月20日に要望が出てきて、今まで優先的というたらいかしいですけど、やはり学校の施設の中で、いろいろPTAとかそういう団体が、恒久的に使えるというようなのがあって、現在に来てる。

それが突然、突然と言ったら、なぜ突然かと言いますと、開放委員会にも、こういう形になりますよということで、今まで統合するときのいろんな検討委員会の中に、その開放委員会の団体さんが入っ

てなかったんですよ。それで、決まってから説明をしたというような経緯もありますんで、この辺のところはやっぱり教育委員会としても、ぬかった点があると思います。そういう意味で、今後、やはり暫定的措置と申しましょうか、いろいろな対策を考えていただきたいと思います。

条例化になってしまいますと、条例が優先ということで、ある程度、しんしゃくできるところは少なくなるかもしれませんが、そこはやはり統廃合の経緯もありますんで、十分に配慮していただきたいなと思います。

それと、この施設をですね、やはりリニューアル、今後、考えておられるのかどうかですね。今、一般資産で総務防災課がほかの施設、例えば、教室にしても管理するわけですから、これの兼ね合いですね。

例えば、体育館ももともとは、今現在、教育施設から離れております。その辺のところの兼ね合いですね。例えば、体育館とか教室も併用する場合に、どういうふうな手続をとったらいいのかと。それと受付についても、今度は、ふれあいルームということなんですけども、ふれあいルームで、味舌と三宅のスポーツセンターは受付もやりますよと。しかし、ほかの施設もできないんですかといったときに、これはどうなるんでしょうか。その辺も含めて、特にこの名称のときにですね、スポーツセンターは先ほど答弁もされておりましたけども、なぜ地元がですね、やはり地元を優先的に、いろいろ地元という中で、漢字を平仮名にされたか、この辺のところは、私、納得いかないんですよ。その辺のところも含めて、ご答弁いただけたらなと思います。

○柴田委員長 それでは、中岡次長。

○中岡生涯学習部次長 漢字の件が出ておりますが、私ども他意はございません。読みやすい、親しみやすい、だれでも読めるというふうに考えました。1年生では平仮名、片仮名を学ぶわけですので、「味舌」というのは、「あじした」とか「みした」とかいうような、我々、電話で問い合わせあるときも、そういうようなことを聞きますし、だれでも読んでいただけるよう名称にしたいなということ考えました。

それから、リニューアルの件がございましたが、リニューアルにつきましては、設備そのままを私ども引き継ぐわけですから、学校施設から社会体育施設として、我々の方に体育施設としていただくわけですから、どういうふうな利用方法があるかということ、本当に制限がございます。

正直申し上げまして、新しい施設建ててほしいのが我々の本音でございます。しかし、市全体のことも含めて我々の方で受け持つわけですから、予算をそこへ投入し、設備改善もし、使いやすい、喜んでもらえるような施設にしていきたいと考えております。

受付の件でございますが、今、体育館の方につきましては、現地の体育館で受付を行っておるんですが、このスポーツセンターにつきましては、まだそこまでできかねますので、当面ふれあいルームの方で受付をしていきたいというふうに考えてます。

しかし、やはり不便をかけますので、私どもの方といたしましては、できるだけ早く、現地、要は今度のスポーツセンターの現場で申し込みできるような体制をとっていききたいと。これは財政の方も伴いますし、人的な問題も絡んできますけれども、そういう形をとっていききたいと

いうふうに思っております。

もちろん、ちょっと質問から外れるかもわかりませんが、管理体制としては、かぎのあけ閉め等ありますので、その管理人として委託をする予定もしております。

○柴田委員長 奥田生涯学習部長。

○奥田生涯学習部長 補足説明させていただきます。

先ほどのご質問の中で、2月20日の要望等を踏まえる中で暫定措置云々というご質問もございましたけれども、私ども、この2月20日でもいただいた要望書のみならず、地域の学校開放の委員会、あるいはまた説明会等でいろんなご意見をいただいております。できるだけそのご質問にこたえていきたいというふうに考えております。

したがって、暫定措置についても前向きに考えていきたいと思っております。

○柴田委員長 森内委員。

○森内委員 運用については、やはり地元の今まで開放委員会の中で活動されていた方をできるだけ優先してあげて、やはりあったもんがなくなるということのないようにお願いしたいなと思います。

それと、やはりこのネーミングについては、やっぱり地元の意向を重視するというので、今まで統廃合に至るこの経緯からいきますと、ちょっと安易にネーミングされたんじゃないかなと思います。そら平仮名の方が読みやすいというんですけれども、先ほど、教育長も、家庭には活字があった方がいいと。活字でも、やっぱり漢字があれば、お父さん、お母さん、「これ何と読むんですか」と。例えば、味舌というのが、ましたと一回読めば、「あ、こういう字は」ということで覚えていくんですよ。そういう意味で、

これはやっぱり伝統とか、その地域の名前というものは残していかなくちゃいけないと思います。

例えば、今度、味舌小学校と味舌東小学校が統合して味舌小学校になるんです。これ「ました」と平仮名になることはないんですよ。やはり地域を大事にするという。ましてや、今の味舌小学校は、その地域の中で、まだ建物としては小学校のそのままの建物なんですよ。一般の市民にしては、あの建てもんがある以上は、それが一般財産でどこが管理しようが、学校は学校の建てもんやいう感覚しかないんですよ。そこのところは、やっぱり教育委員会きちっと認識してもらわんとね、いけないと思うんです。

これが、例えばリニューアルしてスポーツセンターになったというのであれば、これはこの名称でいいでしょうけど、また新しい名称を募集してネーミングするとかいうのもいいでしょうけども、やはり今までの統合に至るまでの経緯からいきますと、やはり漢字というか、地域の名前を残すというのは、これは私は大事だと思うんですよ。その辺について、これを、どこで、どう決められたのか。

「他意はございません」というような答弁では、これはどないもいかんのですよ。やはり、こうこうこういう理由で読みやすいからじゃなしに、やはり今までの経緯をきちっと踏まえた中で、やっぱりネーミングというのも考えてほしい。

特に、ある地域では、これを聞いて、何たることだということで、委員会の前に、それはだめだということで上がってきたんですよ。ということは、それまでに知らしてないということなんです。どこでこれを地元の方に知らしたんですか。この平仮名でいきますよと。こういう形で条例をつくりますよと。それをちょっ

とお聞きしたいんですよ。

先ほど部長も言われましたけど、「我々は考えたところですよ」と言うて、我々って、この我々だけなんですかね。その辺のところ、ちょっと聞かせてください。

○柴田委員長 中岡次長。

○中岡生涯学習部次長 1月12日に三宅小の開放委員会に寄せてもらったときに、みやけスポーツセンターという名称ということは申したんですが、そのときに漢字か平仮名とかいうようなイメージでお話してなかったです。実はね。それはもうそのとおりですわ。そこで少し詳しく説明しておけばよかったかなというふうには反省しております。

○柴田委員長 森内委員。

○森内委員 多くは申し上げます。とにかく、私はやっぱり地元の意向。

例えば、味舌にしても、あの味舌小学校100数十年の伝統があって、味舌の今の小学校のある建物のところが、味舌の昔の役場があったところなんですよ。あれが本当の味舌の原点だと。地域として、その地域が発展してきた中には、小学校のこの役割というのは大きなもんなんですよ。この摂津の歴史、文化、それから伝統というものの根源なんですよ。そのやっぱり名前を残してあげるとというのが我々の役目だと思うんですよ。

これが例えば建てかえで施設がなくなってしまったというのであれば、これは仕方ない話なんですけども、やはり開放委員会だけじゃなしに、地域の皆さんに、こういう形で、この二つ漢字で残すべきか平仮名で残すべきか、これはやっぱり問うべきだったと思うんですけども、その辺のところ、ちょっとお聞かせください。

○柴田委員長 再度、それでは開放委員会の中で、もう少し具体的に問うておく

べき必要があったんじゃないかということを含めた質問ですが。

中岡次長。

○中岡生涯学習部次長 地元で、そういった名称について聞いた方がよかったんじゃないかというふうな趣旨だと思います。そういう点でありましたら、地元で名称とか、そういったこの条例のつくり方とか、説明会の中でのやりとりにこの名称まで踏み込めなかったというか、議論にならなかったというところが正直なところでございます。

○柴田委員長 森内委員。

○森内委員 もう最後にしますが、とにかく、ほかの条例をつくるときと経緯が違ふんですよ。やはり地元の皆さんを、納得していただいて、この統合がよりよきものであって、統合して、「ああ摂津の教育はよくなったな」と、「やっぱり地元もよくなったな」と。こういう施設が、今回はスポーツセンターとして運営していくんですから、「やっていただいてよかったな」と、「統合してよかったな」という声もなかったら、これは失敗なんですよ。そのためには、やはり地元の意向というのが大事だと思うんですよ。

例えば、自治会、この辺の意向が全然入ってないんですよ。一方的に、私から言えばですよ、一方的に、「読みやすいから平仮名にしました」というんでは通らないと思うわけです。

ですから、私、これ条例としてはね、内容的にはこれでいいです。しかし、やっぱり漢字に戻すいうたらおかしいけど、漢字にさせていただきたいということを、私ね、条例の修正案を出させていただきたいと思いますんで、その辺のところは、また委員長を挟んで取り計らいをお願いしまして、質問を終わります。

○柴田委員長 ほかに、この条例につい

てご質問ありませんか。

森西委員。

○森西委員 今、川口委員、森内委員から多くの質問があったと思うんですけども、まずは、先ほど奥田部長の方からお話がありましたけれども、味舌体育館というのが現実にありますと、この条例が可決をされるとことを前提として話をさせていただきます。

味舌スポーツセンターと味舌体育館というようになりますと、市民からすると混乱をするという部分があるかと思うんです。これから、市民体育館も閉館をするというような流れになってまいりますので、この際、今後の課題なんですけども、まず市民体育館をどうしていくのか。摂津市全体の施設のスポーツ施設、センター、体育館等の名称をどうしていくかという部分を、今後の課題で検討をしていただきたいということで、これは要望といいますか、意見をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○柴田委員長 ほかは、質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時 休憩)

(午後2時3分 再開)

○柴田委員長 再開します。

ただいま議案第23号に対し、森内委員からお手元に配付しております修正案が提出されました。

提出者から、修正案について説明をお願いします。

森内委員。

○森内委員 大変皆さんにご迷惑をおかけいたしますけれども、先ほど委員長が言われましたように、議案第23号、摂

津市立スポーツセンター条例に対する修正案をお出ししたいと思います。

上記の修正案を次のとおり会議規則第94条の規定により提出をいたしたいと思います。

まず、提出の理由といたしましては、今回のスポーツセンター、ました、みやけスポーツセンター、両校のスポーツセンターなんですけども、やはり地域の歴史、伝統、文化をかんがみ、平仮名表現よりも漢字で表現する方が好ましいと考えまして、修正案を提出いたします。

「摂津市立ましたスポーツセンター」、「摂津市立みやけスポーツセンター」の平仮名部分を、「摂津市立味舌スポーツセンター」、「摂津市立三宅スポーツセンター」と漢字に改めるものであります。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○柴田委員長 ただいま森内委員の方から修正案についての説明を聞きましたが、質問があれば受けたいと思います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田委員長 以上で修正案に対する質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後2時 5分 休憩)

(午後2時12分 再開)

○柴田委員長 それでは、再開します。

討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田委員長 討論なしと認め、採決をしたいと思います。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田委員長 賛成多数。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第10号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第23号を採決いたします。

まず、議案第23号に対する森内委員から提出された修正案について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田委員長 全員賛成。よって、本修正案は可決すべきものと決定しました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田委員長 全員賛成。よって、修正議決した部分を除く原案について、可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

(午後2時13分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

文教常任委員長 柴田 繁勝

文教常任委員 川端 福江